

4 子ども・障がい福祉局

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業を表す

(1) 子ども未来課 事業体系

頁

総合的な少子化対策の推進 及び子ども・子育ての支援 の推進	子ども・子育て支援事業支援計画推進事業(単)	98	
子育てへの多様な支援	地域全体での子育て支援充実	みんなで子育て推進事業(単)	98
		放課後児童クラブ施設整備事業	99
		放課後児童健全育成事業等	99
		子育て支援強化事業補助事業	99
	保育サービスの充実	(新)子どものための教育・保育給付費	100
		特別保育総合推進事業	100
		病児・病後児保育総合推進事業	101
		保育士登録事務(単)	101
		現任保育士等研修事業	101
		地域型保育支援事業	102
		待機児童解消加速化プラン事業費補助事業	102
		保育士修学資金貸付事業	102
		保育士人材確保事業	103
		(新)保育士就職継続事業	103
		認可外保育施設児童等健康管理支援事業	103
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	104		
児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業(単)	104		
子どもの食育推進事業(単)	104		
子育て家庭への経済的支援	多子世帯子育て支援事業(単)	105	
自ら創る健康づくりの推進	母子保健の推進	健やか母子支援事業(単)	105
		先天性代謝異常等検査事業(単)	105
		未熟児養育医療費補助事業	105
		リトルエンジェル支援事業(極低出生体重児支援事業)(単)	106
		自立支援医療(育成医療)費補助事業	106
		小児慢性特定疾病対策事業	106
		乳幼児医療費助成事業(単)	107
		長期療養児療育指導事業	107
		女性のケア事業	107
		思春期からの性と生を育む事業	108
		不妊対策事業	108
		熊本型早産予防対策事業	109
		周産期ママサポート事業(単)	109
		発達障がい児早期発見・早期支援事業	109

子ども・子育て支援事業支援計画推進事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県・市町村	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	975千円	(根拠法令等) 子ども・子育て支援法	
平成26年度予算額	2,390千円	熊本県子ども・子育て会議条例	

<目的>

県計画を策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。そこで、熊本県子ども・子育て会議における調査審議等を経て、子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び推進を行う。

<事業内容>

県計画の策定及び推進、子ども・子育て会議及び幼保連携型認定こども園調査審議部会の運営等

みんなで子育て推進事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域福祉基金)
平成27年度予算額	6,543千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	7,379千円	くまもと子ども・子育てプラン	

<目的>

未婚者や子育て家庭の父親をはじめ県民全体に対して子育てについてのポジティブなメッセージを発し、それを受け止めてもらうことによって、「子育てが楽しい」と感じる県民の増加につなげるとともに、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供することで、子育て中の母親や父親を応援し、子育ての環境改善と地域ぐるみで子育てを支援していく。

<事業内容>

- 1 県民意識啓発事業
子育て情報誌、実践事例集、パンフレット、ホームページにより子育て支援に関する情報を提供し、社会全体で子ども・子育てを支えていく県民意識の啓発を図る。
- 2 くまもと子育てトーク
著名人や子育て支援関係者などが、それぞれの経験・活動等を通して「子育ての楽しさ、素晴らしさ」などを語る「基調講演」や参加者が育児の悩み等を語り合い、情報交換する「分科会」を行う。(主催：くまもと子育てトーク実行委員会、県、熊本日日新聞社、熊本放送)
- 3 くまもと子育て応援の店・企業推進事業
子育てを支援する企業、店舗等を「子育て応援団」として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発の輪を広げる。
- 4 ファミリー・サポート・センター設置推進事業
ファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の支援を行う。

お出かけするなら子育て応援の店へ!

子育てを支援する企業、店舗などを応援団として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより子育て家庭を応援します。

【応援団の種類】

子育てとくたくた応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスを提供します。

子育てあったか応援団

子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーや授乳スペースなどの提供によりお出かけしやすい環境の整備などを行います。

子育て従業員応援団

企業などが仕事と子育ての両立を支援するため従業員の子育て環境を整備します。登録しているお店の情報はこちらから。

<http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate-ouen/>



(九州子育て応援シンボルマーク)

放課後児童クラブ施設整備事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3 又は 国2/9 県2/9 市町村2/9 社会福祉法人等1/3
平成27年度予算額	187,872千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	55,723千円		

予算額

H27年度は、国負担1/3部分は直接補助となったため、県負担1/3部分のみの額(政令市分を含む)を記載。

H26年度は、国負担1/3部分と県負担1/3部分を合わせた額(政令市分を除く)を記載。

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の学校終了後の一時預かりである放課後児童クラブの設置促進を図る。

<事業内容>

市町村、社会福祉法人等に対し、放課後児童クラブ施設整備費を助成する。

放課後児童健全育成事業等

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成27年度予算額	518,421千円	(根拠法令等) 児童福祉法第6条の3第2項	
平成26年度予算額	576,216千円		

予算額

H27年度は、国負担1/3部分は直接補助となったため、県負担1/3部分のみの額(政令市分を含む)を記載。

H26年度は、国負担1/3部分と県負担1/3部分を合わせた額(政令市分を除く)を記載。

<目的>

昼間保護者のいない家庭の小学生の育成・指導に資するため、遊びを主とする児童クラブ活動を通して、児童の健全育成の向上を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する。

<対象>

小学生

<事業内容>

市町村が実施又は助成する放課後児童クラブ運営費等を助成する。

放課後児童支援員の資質の向上のために研修会を実施する。

放課後児童支援員認定資格研修を実施する。

子育て支援強化事業補助事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成27年度予算額	377,655千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	667,344千円		

予算額

H27年度は、国負担1/3部分は直接補助となったため、県1/3部分のみの額を記載。

H26年度は、国負担1/3部分と県負担1/3部分を合わせた額を記載。

<目的>

市町村が実施する子育て支援事業に対し助成することにより、児童及びその家庭の福祉の向上、子どもの健やかな育ちの支援を行う。

<事業内容>

市町村が実施する子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、利用者支援事業に対し助成する。

新 子どものための教育・保育給付費

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	10,589,983千円	(根拠法令等)	子ども・子育て支援法第67条、附則第9条第4
平成26年度予算額			

<目的>

保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の学校教育・保育に要する費用を負担することで、子育て支援を図る。

<対象>

市町村の確認を受けた施設から教育・保育を受ける子どもの保護者
保護者が私立保育所から保育の提供を受ける場合は、施設が対象になる。

<事業内容>

- (1) 子どものための教育・保育給付費負担金(国1/2 県1/4 市町村1/4)
保育所、認定こども園、幼稚園(一部)及び地域型保育事業の運営費の負担
- (2) 子どものための教育・保育給付費補助金(県1/2 市町村1/2)
幼稚園(一部)、認定こども園(幼稚園部分)の運営費のうち、市町村が設定する地方単独費用部分への補助

特別保育総合推進事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	135,316千円	(根拠法令等)	子ども子育て支援法第67条
平成26年度予算額	923,688千円		

予算額

H27年度は、国負担1/3部分は直接補助となったため、県負担1/3部分のみの額(政令市分を含み、休日保育事業等を除く)を記載。

H26年度は、国負担1/3部分と県負担1/3部分を合わせた額(政令市分を除く、休日保育事業等を含む)を記載

1 延長保育事業(負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目的>

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

<対象>

保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育所、家庭的保育事業所

<事業内容>

市町村が実施する延長保育事業に対して助成する。

2 保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)(負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)

<目的>

既存の保育所における障がい児を受け入れるために必要な改修等について市町村に対して助成することにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡大を図る。

<対象>

当該年度中、または、翌年度に障がい児の受入れを予定している保育所。

<事業内容>

市町村が行う保育環境改善等事業(保育所障害児受入促進事業)に対して助成する。

病児・病後児保育総合推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	95,382千円	(根拠法令等)	子ども子育て支援法第67条 熊本県病児・病後児保育広域的实施支援事業補助金交付要領
平成26年度予算額	111,268千円		

予算額

H27年度は、国負担1/3部分は直接補助となったため、県負担1/3部分のみの額(政令市分を含む)を記載。

H26年度は、国負担1/3部分と県負担1/3部分を合わせた額(政令市分を除く)を記載。

<目的>

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

<事業内容>

1 病児・病後児保育運営費補助事業(負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)

集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児を病院・保育所等で一時的に保育する際に必要な運営費等を市町村に対して助成する。

2 普及定着促進費(改修費等)(負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)

事業開始に伴う備品購入費、広報費等を市町村に対して助成する。

補助基準額：4,000千円

3 広域的实施支援事業(負担割合：県1/2 市町村1/2)

新たに複数の市町村で実施する際に必要な事務費等を市町村に対して助成する。

補助基準額：500千円

保育士登録事務単

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(福)日本保育協会)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	3,617千円	(根拠法令等)	児童福祉法第18条の18~20、児童福祉法施行令第16~20条
平成26年度予算額	3,695千円		

<目的>

保育士となる資格を有する者を都道府県に登録することにより、保育士資格の有無を明確にし地位を保全する。

<対象>

有資格者(保育士養成施設卒業者、保育士試験合格者)

<事業内容>

登録申請等の受付、決定、保育士登録証の作成・交付等。(事務の一部を(福)日本保育協会に委託している。)

現任保育士等研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	2,634千円	(根拠法令等)	くまもと子ども・子育てプラン
平成26年度予算額	7,135千円		

<目的>

保育士等保育所職員に対する研修会の充実を図り、保育士等の知識や技術を高め、保育所における保育の質の向上を図る。

<対象>

保育士等保育所職員

<事業内容>

現任保育士等研修会の実施(児童虐待 発達障がい 危機管理 保育指針)

地域型保育支援事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 国 1 / 2 市町村 1 / 2
平成27年度予算額	1,215千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	105,225千円()		

H26年度予算額は、改修事業、賃借料補助、運営費補助を含んだ額。

H27年度予算額は、県が実施する研修事業に係る額。

<目的>

家庭的保育等に従事する保育者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修を実施する。

<事業内容>

家庭的保育事業や小規模保育事業を実施するために必要な研修の実施

待機児童解消加速化プラン事業費補助事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
平成27年度予算額	10,755千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	266,285千円		

<目的>

待機児童解消のための取組を一層加速化させるため、平成25年4月に発表された国の「待機児童解消加速化プラン」に沿って、市町村(実施主体)が取り組む事業に補助することにより、待機児童の解消を図る。

<対象>

「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村

<事業内容>

認可化移行総合支援事業補助金

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設等の運営に要する費用を市町村に対して助成する。

待機児童解消加速化プラン事業費補助事業のうち、H26年度に実施した幼稚園預かり保育運営支援事業費補助等の事業については、H27年度は市町村の実施希望がなかったため予算化していない。

保育士修学資金貸付事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
平成27年度予算額	141,576千円	(根拠法令等) 保育士修学資金貸付制度実施要綱 H25.2.26厚生労働省発雇児 0226第4号厚生労働事務次官通知)	
平成26年度予算額	146,576千円		

<目的>

保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、質の高い保育士の養成・確保を図る。

<対象>

厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設に在学する者

<事業内容>

- ・貸付期間は2年間を限度とする
- ・貸付額は、月額50,000円以内とする。(就職準備金を加算できる。)

保育士人材確保事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	7,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	9,765千円		

<目的>

保育士資格を取得し保育士として就労していない保育士等の就職を支援し、保育士の人材確保を図る。

<対象>

保育士資格を取得しているが、保育士として保育所等で就労していない者

<事業内容>

- ・保育士再就職支援コーディネーターの配置
- ・保育士人材確保研修等

保育士就職継続事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10
平成27年度予算額	1,350千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,188千円		

<目的>

保育所管理者向けの研修を実施することで、保育士の労働条件や職場環境の向上を図り、離職防止を図る。

<対象>

保育所管理者

<事業内容>

- ・離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修会の実施
- ・離職者数を調査し、事業効果を検証する。

認可外保育施設児童等健康管理支援事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	児童分：県 1 / 2 市町村 1 / 2 職員分：国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3
平成27年度予算額	1,280千円	(根拠法令等) 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業交付要領	
平成26年度予算額	787千円		

<目的>

児童の処遇の向上を図る観点から、一定の基準に達している認可外保育施設で入所児童及び職員の健康診断を行う際に要する経費について助成する。

<対象>

次の条件を満たしている認可外保育施設とする。

熊本市以外に所在

入所児童がおおむね6人以上

事業所内保育施設(従業員のために設置された保育施設)及びへき地保育所は除く

認可外保育施設指導監督基準(平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の改正について」の別添)の1~4に概ね適合する施設

<事業内容>

補助内容：嘱託医手当の助成(入所児童及び職員の健康診断実施のための助成)

補助基準額：児童健康診断経費補助 1施設当たり133,000円以内

職員健康診断経費補助 1人当たり 6,300円以内(ただし、政令市の負担割合は国1/3、市2/3)

社会福祉施設職員等退職手当共済事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	独立行政法人福祉医療機構	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 施設 1 / 3
平成27年度予算額	671,047千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	692,902千円	社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条	

< 目 的 >

民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の支給に要する費用を助成することにより、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。

< 対 象 >

独立行政法人福祉医療機構と共済契約を結ぶ県内社会福祉施設に勤務する職員

< 事業内容 >

独立行政法人福祉医療機構と共済契約者(社会福祉施設経営者)が契約した退職手当金の給付財源の概ね 1 / 3 を助成する。

児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業 単

(事業開始年度：昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	県 1 / 2 設置者 1 / 2
平成27年度予算額	12,243千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	12,894千円	熊本県児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要項	

< 目 的 >

児童福祉施設等に勤務する職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。

< 対 象 >

対 象 者 民間児童福祉施設等に勤務する職員(政令市を除く)

対象期間 出産：出産予定の8週間(多胎児の場合は14週間)前の日から産後8週間を経過する日まで

傷病：病休を開始して31日を経過したその日から起算して60日を経過するまでの日

< 事業内容 >

児童福祉施設等の長が任用した産休等代替職員の任用を承認し、その費用を県が負担する。

子どもの食育推進事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県 1 0 / 1 0
平成27年度予算額	2,137千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	3,000千円	熊本県健康食生活・食育推進計画	

< 目 的 >

将来にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎づくりとなる乳幼児期に、子ども自身が食生活を営む力を身に付けるとともに、保護者が食生活支援の知識や技術を習得できるよう、人材の育成及び体制づくりを行う。

< 対 象 >

児童福祉施設等の職員等

< 事業内容 >

(1) 保育所への指導や支援

(2) 地域における食育相談の実施

(3) 児童福祉施設等の食育・給食担当者研修会の実施

多子世帯子育て支援事業 単

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	市町村(熊本市を除く)	負担割合	県1/2 市町村1/2
平成27年度予算額	274,227千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	257,733千円	熊本県多子世帯子育て支援事業実施要項	

<目的>

子育て支援施策の一つである「子育て家庭への経済的支援」の一環として、児童が3人以上いる多子世帯の保育料の軽減又は無料化を図る。

<事業内容>

認可保育所等に入所している保育認定を受けた第3子以降の3歳未満児の保育料を軽減又は無料化。

健やか母子支援事業 単

(事業開始年度：昭和54年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	1,550千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,652千円	母子保健法第8,19条 児童福祉法第19条 発達障害者支援法第3,5条	

<目的>

保護者が安心して子どもを産み育てられるよう、関係者の資質の向上や地域のニーズにあった母子保健施策を展開し、母子保健体制を整備する。また、乳幼児期の心身の発達の問題を早期に発見し、ハイリスク児への適切な支援を行い、子どもの健全な発達の促進と、保護者の育児不安の解消を図る。

<事業内容>

- 母子保健地域支援事業(H3年度～)：保健所を単位とした母子保健関係者研修会や連絡会議等の開催
- すこやか育児支援事業(S54年度～)：運動発達に問題のある乳幼児の早期発見、支援のために専門医師等で構成する専門スタッフの派遣と相談(宇城保健所、御船保健所を除く)等

先天性代謝異常等検査事業 単

(事業開始年度：昭和52年度)

実施主体	県(委託：化学及血清療法研究所)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	33,405千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	33,735千円	熊本県先天性代謝異常等検査実施要領	

<目的>

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常疾患の19疾患について早期発見、早期治療を図る。

<事業内容>

産科医療機関が保護者の同意を得て、日齢4～6日の新生児の血液を採取し、県の委託先である化学及血清療法研究所(化血研)に送付。化血研にて先天性代謝異常等の検査を行う。

未熟児養育医療費補助事業

(事業開始年度：昭和33年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成27年度予算額	38,927千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	44,555千円	母子保健法第20条 未熟児養育事業の実施について(S62.7.31児発第668号 厚生省 児童家庭局長通知)	

<事業内容>

出生時体重2,000g以下または、生活力が特に弱い赤ちゃん(1歳未満)で、入院治療を必要とする場合に、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額を助成する制度(保護者の所得に応じて一部保護者負担金あり。)

平成25年4月1日県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）単

（事業開始年度：平成18年度）

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
平成27年度予算額	1,086千円	（根拠法令等） 母子保健法第5条、第8条、第9条	
平成26年度予算額	1,146千円		

<目的>

極低出生体重児の出生直後からの長期入院による母子分離や、成長発達の遅延等による保護者の不安や悩みに対応し、愛着形成を支援する。また、極低出生体重児は、神経学的合併症の頻度が高いため、長期にわたる医療等の情報の一元化を図り、一貫した支援を目指す。

<対象>

主として、極低出生体重児とその保護者

<事業内容>

- ・リトルエンジェル手帳の交付
- ・家族に対する臨床心理士によるカウンセリングの実施
- ・NICUへの保健師訪問、退院後の家庭訪問
- ・児と保護者を対象とした親と子の交流教室の実施
- ・フォローアップ健診の実施（修正1歳6か月児健診、3歳児健診）
- ・その他（関係機関のネットワーク構築、研修）

自立支援医療（育成医療）費補助事業

（事業開始年度：昭和29年度）

実施主体	市町村	負担割合	国1 / 2 県1 / 4 市町村1 / 4
平成27年度予算額	25,857千円	（根拠法令等） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条	
平成26年度予算額	21,035千円		

<事業内容>

身体に障がいのある児童で、放置すると障がいが残る可能性があり、手術等の治療によって確実な治療効果が期待される児童（18歳未満）を対象とし、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額から保護者の所得に応じた徴収額（原則1割、上限設定あり）を差し引いた額を助成する制度。

平成25年4月1日県から市町村に権限移譲され、県は市町村に対して助成する。

小児慢性特定疾病対策事業

（事業開始年度：昭和49年度）

実施主体	県	負担割合	国1 / 2 県1 / 2
平成27年度予算額	314,920千円	（根拠法令等） 児童福祉法第19条 児童福祉法施行令第22条 児童福祉法施行規則第7条	
平成26年度予算額	207,834千円		

<事業内容>

慢性の特定疾患にかかっている子ども（18歳未満、延長した場合20歳未満）の治療の促進を図り、家族の経済的な負担軽減を図ることを目的として、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額から保護者の所得に応じた徴収額を差し引いた額を助成する。

小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対する相談支援、関係機関との連絡調整、その他の自立に資する支援を行う。

乳幼児医療費助成事業 単

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/2 市町村1/2 (熊本市1/3)
平成27年度予算額	538,115千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	533,828千円	熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領	

<目的>

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。

<対象>

満4歳未満児 入院・通院

多子(3人以上)世帯の場合には、就学前までの全子について入院のみ

〔自己負担額：3,000円/月、市町村民税非課税世帯は 入院2,040円/月、通院1,020円/月〕
 所得制限：児童手当一般特例給付制限限度額

<事業内容>

乳幼児医療費の一部負担を行った市町村に対して助成する。

長期療養児療育指導事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/3 県2/3
平成27年度予算額	565千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	598千円	児童福祉法第19条 母子保健医療対策等総合支援事業実施要項(H17.8.23雇児発第0823000号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	

<目的>

長期療養児に対して適切な療育を指導するとともに、状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

<対象>

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童(小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者等)

<事業内容>

療育相談事業、家庭訪問、ピアカウンセリング等の実施。

女性のケア事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	事業1、2：国基準額の1/2 県1/2 事業3：県10/10
平成27年度予算額	2,790千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,821千円	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	

<目的>

女性が、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた健康の保持増進を図る。
 また、HTLV-1母子感染予防のための対策を推進する。

<事業内容>

- 女性のケア事業(H15年度～)：妊娠に関する悩みなど女性特有の様々な悩みに対する電話や来所による相談
 ・助産師等による電話相談 相談対応時間：月曜日～土曜日 9:00～20:00
 電話番号：096-381-4340
 場所：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)
 ・精神科医師による専門相談 相談対応日：月1回(要予約、面接)
- HTLV-1母子感染予防対策事業(H24年度～)：HTLV-1母子感染対策協議会、関係者研修会の開催
- 望まない妊娠予防対策事業(H24年度～)：家族計画等のリーフレット作成

思春期からの性と生を育む事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：国 基準額の1/2 県1/2 事業2：県10/10
平成27年度予算額	1,633千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
平成26年度予算額	1,778千円		

<目的>

性感染症、望まない妊娠が10代において増加している状況において、命や性の大切さを思春期の子ども達に伝え、性感染症、人工妊娠中絶の減少を目指す。

<事業内容>

- 1 思春期健康教育事業(H20年度～)：高校における思春期保健教育講演会、思春期健康教育(ピアエデュケーション)事業の実施
- 2 思春期保健対策事業：思春期保健関係者連携会議、思春期の性に関するQ&A(県ホームページ)による啓発、思春期相談に係る啓発カードの作成

不妊対策事業

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2 (熊本市補助 国1/2 市1/2)
平成27年度予算額	156,548千円	(根拠法令等) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
平成26年度予算額	243,635千円		

<目的>

経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ないという実態を踏まえ、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

- 1 不妊専門相談事業 不妊で悩む方々を対象とした電話や来所による相談

- ・助産師等による電話相談

相談対応時間：月曜日～土曜日 9:00～20:00

電話番号：096-381-4340

場所：熊本県女性相談センター(熊本県福祉総合相談所内)

- ・産婦人科医師による専門相談 相談対応日：月1回(要予約、面接)

- 2 不妊治療費助成事業

不妊治療の中でも医療保険が適用されない高額な医療費のかかる治療に要する費用の一部を助成する。

対象治療法：体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)(指定医療機関による治療に限る)

助成の対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された戸籍上の夫婦。

給付の内容：治療1回につき上限額15万円(ただし、治療ステージC及びFの治療の場合は、7万5千円)を助成。初年度は3回/年まで、2年度目以降は2回/年までとし、通算5年または10回まで支給。また、平成26年度以降に新規で助成を受ける場合で、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算助成回数6回まで(年間助成回数及び通算助成期間の制限なし)

所得制限：730万円未満(夫婦合算の所得)

熊本型早産予防対策事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	17,811千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	10,725千円		

< 目的 >

天草、人吉・球磨地域でモデル的に実施し、早産予防として有用であると考えられる手法を用いた方策を全県的に実施し、早産が原因による周産期死亡や、脳性麻痺をはじめ障害を残す恐れが高い極低出生体重児(1500g未満児)の減少を図る。

< 事業内容 >

平成24～25年度に極低出生体重児のハイリスクである妊娠中期の早産予防対策として、絨毛膜羊膜炎、歯周病等感染症に着目した妊婦への多角的介入を行った結果のデータ分析、効果検証を行う。また、その結果について報告会開催や報告書作成を行う。更に妊婦等向けに歯科保健や感染症予防等、早産予防に係る啓発物を作成し、広く早産予防の啓発を行う。

周産期ママサポート事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	623千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	706千円		

< 目的 >

産後うつ病等により子育て困難に陥る可能性のある母親を地域で支援するために必要な効果的なサポート体制を明らかにし、関係者との連携体制の構築を図る。

< 事業内容 >

事業検討会及びハイリスク妊婦のサポートに関する研修会の開催

発達障がい児早期発見・早期支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,187千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第5,6,7条 発達障害者支援体制整備事業実施要綱(H17.7.8障発第0708003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 母子保健法第10,12,13条	
平成26年度予算額	1,474千円		

< 目的 >

発達障がいを早期に発見し、関わる関係者がその子の特性に応じたかかわりや支援を行うことで、発達障がい児の身近自立や社会性を促進し、また、保護者の育児不安の軽減を図る。

< 事業内容 >

保健師等の早期発見・早期支援技術のスキルを向上するための研修会開催

(2) 子ども家庭福祉課 事業体系

頁

母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援	母子家庭、寡婦、父子家庭の自立への支援	— 児童扶養手当支給事業	111
		— 母子父子寡婦福祉資金の貸付(単)	111
		— 母子父子寡婦福祉資金貸付償還促進事業(単)	112
		— 母子家庭等就業・自立支援センター事業	112
		— 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	113
		— 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	113
		— ひとり親家庭等日常生活支援事業	114
		— ひとり親家庭等相談事業(単)	114
		— 就業支援専門員事業(新)	114
		— 県母子寡婦福祉連合会に対する補助(単)	115
		— ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置	115
		— ひとり親家庭等医療費助成事業(単)	115
		— ひとり親家庭等学習支援・交流事業(新)	116
子育てへの多様な支援	子育て相談の充実	— こども110番設置事業(単)	116
		— 子ども相談員事業(単)	117
		— 児童相談所(中央・八代)相談事業等(単)	117
		— こんにちは赤ちゃん事業費等補助	118
	子育て家庭への経済的支援	— 児童手当市町村交付金	118
健やかな子どもの育成	子どもの自立支援の推進	— 県措置にかかる児童保護措置費の支弁	119
		— 県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁	119
		— 市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担	119
		— 清水が丘学園運営費	120
		— 児童保護費負担金徴収促進事業(単)	120
		— 児童家庭支援センター事業	120
		— 子ども虐待防止総合推進事業	121
		— 不登校児童等総合対策事業	121
		— 里親推進事業	122
		— 子ども・若者育成支援推進事業(単)	122
		— 子ども・若者総合相談センター事業(新・単)	122
		— 児童福祉施設等施設整備補助事業	123
		— 要保護児童進学応援資金貸付事業(単)	123
DV対策の推進	DV被害者の保護・自立支援	— DV対策支援事業	123
		— DV対策強化事業(単)	124

児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県(町村分のみ)	負担割合	国1/3 県2/3
平成27年度予算額	1,645,804千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,638,429千円	児童扶養手当法	

<目的>

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される。

<対象>

父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいのある状態にある者。)等を監護している父母や父母にかわって児童を養育している者。

<事業内容>

児童扶養手当の支給
手当額

(平成27年4月1日現在)

	全額支給	一部支給
児童1人	月額 42,000円	月額 41,990円～9,910円(10円単位)
2人	5,000円加算	5,000円加算
3人以上	1人につき 3,000円加算	1人につき3,000円加算

児童扶養手当受給者数

(平成27年3月末日現在)

生別世帯	死別世帯	未婚の世帯	父母が障がい者の世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	その他の世帯	計
離婚 3,197	その他 1	39	282	17	12	69	3,619

母子父子寡婦福祉資金の貸付単

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県(母子父子寡婦福祉資金特別会計事業)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	132,356千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	135,375千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条 熊本県母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付要項	

<目的>

母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童の福祉を増進する。

<対象>

- ・母子家庭の母、父子家庭の父、児童及び母子・父子福祉団体
 - ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子(所得制限あり)
- いずれも政令市・中核市を除く市町村在住者(政令市・中核市は別途実施)

<事業内容>

- 貸付金の種類
事業開始資金等母子福祉資金12種類、父子福祉資金12種類、寡婦福祉資金12種類

- 貸付金の財源
一般会計からの繰入金
国からの借入金
貸付金の償還金
附属雑収入

平成22年度実績	貸付件数	332件	貸付総額	121,889,830円
平成23年度実績	貸付件数	339件	貸付総額	131,629,810円
平成24年度実績	貸付件数	296件	貸付総額	114,116,135円
平成25年度実績	貸付件数	228件	貸付総額	88,147,725円
平成26年度実績	貸付件数	206件	貸付総額	80,944,852円

母子父子寡婦福祉資金貸付償還促進事業 単

(事業開始年度:昭和37年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	4,694千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,837千円	熊本県母子父子寡婦福祉資金償還協力員服務要領	

<目的>

母子父子寡婦福祉資金の償還について指導し、滞納金の徴収を進める。

<対象>

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者

<事業内容>

各地域振興局福祉課に償還協力員(平成27年3月現在 計18人)を配置し、回収に努める。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

(事業開始年度:平成15年度)

実施主体	県(委託先:県母子寡婦福祉連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	12,321千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	12,971千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第29条、第30条 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要項	

<目的>

就業の相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供することにより、母子家庭等の自立を支援する。また、併せて専門家による相談体制の整備等生活支援サービスを提供することにより、生活の安定を図る。

<対象>

熊本市を除くひとり親家庭の父母、寡婦。(夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているがやむを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。)平成25年度より父子家庭の父も対象。

<事業内容>

1 就業相談・情報提供

就業支援員及び就業相談員が母子家庭の母等の就業相談に応じ、職業能力の適性、職業訓練の必要性、求人情報の提供等、適切な助言等を行う。

2 就業支援講習会の実施

介護職員初任者研修講習会等就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催する。

3 特別相談

養育費の取り決めや履行確保、消費者金融や悪質商法など法律に関する諸問題や生活上の諸問題に対応するため、弁護士や税理士等の専門家の助言を行う。

相談 日:月・金 9:00~16:00(専門家による相談は月2回程度)

専門家への相談の前に事前に相談員が面接又は電話で相談を受ける。

実施 場所:〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階

社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会内

熊本県母子家庭等就業・自立支援センター(TEL:096-351-8777)

4 面会交流支援

面会交流に関する情報を母子家庭の母及び父子家庭の父等に適宜提供し、事前相談や支援内容の決定など、面会交流の援助等を行う。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
平成27年度予算額	100千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要領	
平成26年度予算額	100千円		

< 目的 >

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。

< 対象 >

- 県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件すべてを満たすもの
- 児童扶養手当支給水準の所得水準であること
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

< 事業内容 >

- 県が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給する。
- 支給額：受講料の2割相当額(上限10万円、下限4千円)
- 対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等

母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	国 3 / 4 県 1 / 4
平成27年度予算額	39,689千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条 熊本県母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給要領	
平成26年度予算額	40,253千円		

< 目的 >

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

< 対象 >

- 県内の町村に住所地を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件すべてを満たすもの。
- 児童扶養手当支給水準の所得水準であること。
- 修業年限2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者。
- 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者。

対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士、保健師、助産師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師、製菓衛生士、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士、管理栄養士、医師、歯科医師、薬剤師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士

< 事業内容 >

経済的自立に効果的な上記の資格を取得するために2年以上修業する場合に生活費の負担軽減のための給付を行う。

(1) 高等職業訓練促進給付金

支給期間：修業期間の全期間(上限2年)

支給額：市町村民税非課税世帯 月額 100,000円(平成23年度以前に修学を開始した者は、月額141,000円) 市町村民税課税世帯 月額 70,500円

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

支給：修了日を経過した日以降に支給

支給額：市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円

ひとり親家庭等日常生活支援事業

(事業開始年度:昭和50年度)

実施主体	市町村(熊本市を除く)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
平成27年度予算額	2,667千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条 熊本県母子家庭等日常生活支援事業実施要項	
平成26年度予算額	2,808千円		

<目的>

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立促進に必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

<対象>

母子家庭、父子家庭及び寡婦であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭

<事業内容>

一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、又は日常生活を営む上で特に大きな支障が生じている場合に、要請に基づき家庭生活支援員を派遣する。

〔提供するサービスの種類及び内容〕 利用世帯の所得状況に応じて一部負担あり

生活援助(家事、介護その他の日常生活の便宜) 子育て支援(保育サービス及びこれに附帯する便宜)

ひとり親家庭等相談事業 単

(事業開始年度:昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	24,170千円	(根拠法令等) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条 熊本県母子・父子自立支援員設置要項	
平成26年度予算額	24,153千円		

<目的>

ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

<対象>

ひとり親家庭の母及び父、寡婦等

<事業内容>

1 各種の問題に対する相談業務

2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付関係業務

各福祉事務所に母子・父子自立支援員1名(計9名)を配置し、ひとり親家庭等に対する相談、助言等を行う。

就業支援専門員事業

(事業開始年度:平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	2,865千円	(根拠法令等) 熊本県就業支援専門員実施要項	
平成26年度予算額	2,877千円		

<目的>

ひとり親の就業支援を担う就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、就業支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

<対象>

熊本県県南広域本部所管区域内の母子家庭及び父子家庭等

<事業内容>

県南広域本部福祉課に1名配置し、母子・父子自立支援員と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等を行う。

県母子寡婦福祉連合会に対する補助単

(事業開始年度：昭和43年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	688千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	725千円	県母子寡婦福祉連合会に対する補助金交付要領	

<目的>

母子及び父子並びに寡婦福祉事業の振興を図るため県母連へ助成する。

<対象>

社会福祉法人 熊本県母子寡婦福祉連合会

<事業内容>

次の事業に対して助成する。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への相談事業 職業指導事業 新入学児童お祝い事業 など

ひとり親家庭への県営住宅入居優遇措置

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県	負担割合	-
平成25年度予算額	- 千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	- 千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第27条 公営住宅法	

<目的>

ひとり親家庭の生活向上を図るために、住居の安定を期する。

<事業内容>

条例に定める県営住宅の入居要件を備えているひとり親家庭に対し、入居にあたっての優遇措置(抽選倍率を2倍に優遇)を行う。

建設・管理は住宅課所管

ひとり親家庭等医療費助成事業単

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1/3 市町村1/3 自己負担1/3 (熊本市は県2/9 市4/9 自己負担3/9)
平成27年度予算額	213,149千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	212,668千円	熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要領	

<対象>

ひとり親家庭の父又は母と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童扶養手当所得限度額(一部支給)に準じた所得制限あり)及び父母のない児童

<事業内容>

ひとり親家庭における父又は母と子の健康を保持し、その経済的負担を軽減することにより、自立助長と家庭生活の安定を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成する。

[平成26年度実績]

受給資格者数	49,234人	助成延件数	285,882人
医療費総額	3,083,706,800円	補助総額	205,991,000円

新ひとり親家庭等学習支援・交流事業

(事業開始年度:平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	11,464千円	(根拠法令等) 「地域の学習教室」事業実施要項 「地域の学習教室」事業運用指針 ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱 (H26.9.30 雇児発 0930 第 12 号 厚労省雇用均等・児童家庭局長通知)	
平成26年度予算額	-		

< 目 的 >

ひとり親家庭等の子ども達の学習の支援や相互交流の促進を通じて、子ども達が夢をもち、夢を実現できる社会の実現を目指す。

< 事業内容 >

本事業においては、上記目的の達成のために、以下3つの事業を行う。

地域の学習教室事業

ひとり親家庭等の子ども達の安らぎの場、学習の場としての「地域の学習教室」を県内各地に展開する。

「地域の学習教室」では、ボランティアによる「学習支援員」が指導にあたるほか、学習の場についても、社会福祉施設等から場所の提供を受けることで、子ども達は無償、もしくは1回100円以内の実費で教室に通うことができる。

ひとり親家庭応援の塾事業

ひとり親家庭の子ども達を割引料金で受け入れる「ひとり親家庭応援の塾」を募り、県ホームページで公開する。

交流事業

上記学習支援員や、ひとり親家庭相互の交流を促進するために、交流会や事例発表会を開催する。

こども110番設置事業単

(事業開始年度:平成元年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	2,154千円	(根拠法令等) 家庭支援相談等事業実施要綱	
平成26年度予算額	2,159千円		

< 目 的 >

福祉総合相談所を中心に子どもの相談ネットワークを構築し、子育ての悩みなどについて相談できる体制をつくり、心豊かな児童の育成を図る。

< 事業内容 >

福祉総合相談所に専門電話相談員を配置し、児童及びその家庭に関する問題等について電話による相談を行う。

相談時間 平日9:00~16:00(土・日・祝日・年末年始は休)

電話番号 096-382-1110

< 相談件数 >

年度	養護相談	心身障害相談	非行相談	育成相談	保健相談	その他	計
H24	20	7	3	79	20	85	214
H25	29	2	7	92	14	90	234
H26	33	6	9	61	21	89	219

子ども相談員事業単

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	19,117千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	18,991千円	熊本県子ども相談員設置要項、子ども相談員の職務について	

<目的>

地域における児童の健全育成を図るため、福祉事務所を単位として設置し、相談員を配置する。

<対象>

児童及び保護者

<事業内容>

家庭における児童養育の技術に関する事項及び児童に係る家庭の人間関係に関する事項、その他家庭児童の福祉に関する事項に係る相談指導業務を行うものとする。

<相談件数>

年度	性 格・ 習 慣・ 生 活 等	知 能・ 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	障 害	そ の 他	計
			人 関 係	登 拒 校 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
H24	50	27	81	475	219	45	405	322	622	480	156	2,882
H25	32	19	111	433	244	152	483	262	386	521	164	2,807
H26	11	27	56	543	156	33	482	235	341	438	182	2,503

児童相談所(中央児童相談所・八代児童相談所)相談事業等単
(相談事業及び巡回相談判定事業)

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	16,001千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	16,443千円	児童福祉法第12条	

<目的>

児童の養育についてのあらゆる相談を受け、必要に応じて児童の家庭状況、生活歴や性格行動などを、専門的な角度から調査・判定し、それらに基づいて指導を行う。

<事業内容>

- 1 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じる。
- 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。

<相談件数>

	養 護	保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
H22	443	199	81	238	67	517	1,547	31	30	18	261	49	9	45	96	3,631
H23	572	154	88	244	68	528	1,773	28	29	39	289	58	11	32	97	4,010
H24	442	183	122	296	57	40	1,912	22	35	21	232	58	3	20	117	3,560
H25	480	196	15	219	14	52	2,275	10	23	23	196	55	2	20	128	3,708
H26	647	188	16	214	15	59	2,507	16	29	33	136	52	9	35	241	4,197

こんにちは赤ちゃん事業費等補助

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3
平成27年度予算額	25,660千円	(根拠法令等) 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第32号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 養育支援訪問事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第33号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱(H26.5.29雇児発第0529第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
平成26年度予算額	26,058千円		

<目的>

市町村における訪問事業により、養育支援が必要な児童や保護者、妊婦等を把握し、その養育が適切に行われるよう必要な訪問による支援を行い、この訪問事業と要保護児童対策地域協議会の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に資する。

<対象>

市町村

<事業内容>

- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う
- 養育支援訪問事業
上記1の訪問事業等により把握した監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について支援が必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、専門的相談支援や育児・家事援助等の必要な支援を行う。
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員の専門性を図る取組みやネットワーク構成する関係機関の連携強化を図る取組みを支援する。

児童手当市町村交付金

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	市町村（公務員分にあつては所属庁）	負担割合	別記（事業ごとに記載）
平成27年度予算額	4,614,688千円	(根拠法令等) 児童手当法	
平成26年度予算額	4,672,228千円		

<目的>

児童手当の一部として支給される児童手当相当分について、県負担分を市町村に交付することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。

<事業内容>

支給対象	手当月額	負担割合(1)				対象児童数 (平成27年2月末)		
		国	事業主	県	市町村			
0～3歳未満	被用者	15,000円	16/45	21/45	4/45	4/45	30,683人	
	非被用者	15,000円	4/6		1/6	1/6	9,083人	
3歳～ 小学校修了前 (2)	被用者	1子・2子	10,000円	4/6		1/6	1/6	87,951人
		3子以降	15,000円	4/6		1/6	1/6	15,171人
	非被用者	1子・2子	10,000円	4/6		1/6	1/6	26,206人
		3子以降	15,000円	4/6		1/6	1/6	7,312人
中学生	被用者	10,000円	4/6		1/6	1/6	31,256人	
	非被用者						11,423人	
特例給付（所得制限以上）(3)	5,000円		4/6		1/6	1/6	8,274人	

- 公務員分については所属庁が10/10負担する。
- 小学校終了前とは、12歳到達後最初の年度末までのこと。
- 所得制限は、税法上の扶養親族等の数により異なる（例：扶養親族等が3人の場合960万円以上）。

県措置にかかる児童保護措置費の支弁

(事業開始年度:昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,795,776千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,789,949千円	児童福祉法第50条	

<目的>

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当と思われる児童を施設や里親に委託し、保護育成を図る。

<事業内容>

児童相談所を通じて、児童養護施設(12)、児童自立支援施設(1)、情緒障害児短期治療施設(1)、乳児院(3)への入所措置や里親への委託を行った際に、必要な経費(保護者の負担分を除く)を支弁する。

県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁

(事業開始年度:平成13年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	91,893千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	91,893千円	児童福祉法第50条	

<目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情がある女子、及びそれらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

県の福祉事務所長が児童福祉法第22条(助産所への入所)及び第23条(母子生活支援施設への入所)に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用(入所利用者の自己負担分を除く)を支弁する。

市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担

(事業開始年度:昭和22年度)

実施主体	市	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市 1 / 4
平成27年度予算額	14,560千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	16,682千円	児童福祉法第55条	

<目的>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に、また、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子、それらの者の監護すべき児童を母子生活支援施設にそれぞれ入所させることにより、児童の福祉を確保する。

<事業内容>

市の福祉事務所長が児童福祉法第22条(助産所への入所)及び第23条(母子生活支援施設への入所)に基づく入所委託を行った場合に、入所後の保護に要する費用(入所利用者の自己負担分を除く)の一部を負担する。

清水が丘学園運営費

(事業開始年度:昭和22年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	70,878千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	46,812千円	児童福祉法第44条(児童自立支援施設)	

<目的>

児童福祉法に基づいて設立された児童福祉施設で、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の元から通わせて、個々の児童の状況に応じ、必要な指導を行いその自立を支援することを目的とする。

<事業内容>

生活指導 職業指導 家庭環境の調整 (入所定員 50名)
 熊本市立京陵中学校清水が丘分校、熊本市立高平台小学校清水が丘分教室として設置

児童保護費負担金徴収促進事業 単

(事業開始年度:平成9年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	4,869千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,880千円	児童福祉法第56条・児童福祉法施行細則第11条	

<目的>

児童保護費負担金徴収専門員を設置し、児童保護費負担金滞納金の徴収に努め、未収金の解消を図る。

<事業内容>

児童福祉施設への入所措置については、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて費用徴収することができることとされている。この保護費負担金滞納金の徴収を進め、収納率を向上させるため、徴収専門員の設置、訪問納入指導の強化、電話での納入指導の強化などを行う。

児童家庭支援センター事業

(事業開始年度:平成11年度)

実施主体	県(委託先:社会福祉法人 慈愛園)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	12,660千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	12,660千円	児童福祉法第44条の2、第26条第1項第2号	

<目的>

市町村や家庭からの要保護・要支援児童に係る相談に対して、援助や指導を行い、併せて児童相談所や児童福祉施設との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

<事業内容>

相談・支援担当職員及び心理療法担当職員が24時間体制で以下の対応をする。

- (1) 家庭からの相談、又は、市町村の求めに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 児童相談所からの委託を受けて児童及び保護者に対する指導を行う。
- (3) 里親やファミリーホームからの相談に応じ、必要な支援を行う。
- (4) 関係機関等との連絡調整を行う。

子ども虐待防止総合推進事業

(事業開始年度:平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2 他
平成27年度予算額	23,151千円	(根拠法令等)	児童虐待防止対策支援事業実施要綱 (H17.11.11雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
平成26年度予算額	18,151千円		

<事業内容>

近年、急増している児童虐待の解消を目指し、保健・医療・教育・福祉・警察・司法などの関係機関との間に虐待の共通認識と連携協力体制を構築し、虐待の早期発見、早期対応及び発生防止に努め、被虐待児とその家族を支援するための総合的な援助体制(ネットワーク)づくりを推進する。

1 子ども虐待防止関係機関連携強化事業

児童虐待防止体制の強化を図るため、関係機関に対して研修や機関相互の情報交換を実施する。

2 子ども虐待防止地域支援ネットワーク事業

地域振興局単位の構築した地域ネットワークの実務レベルの連携強化や対応能力の向上を図るとともに市町村域でのネットワーク構築を支援する。

3 児童虐待防止対策支援事業

主任児童委員の人材育成、虐待事案に対する弁護士・医師からのアドバイス体制の整備、虐待を行った保護者の心理ケア等を行う。

4 子ども虐待防止支援事業(ラッコ・だっこ・なかま)

被虐待児やその家族に対し週1回、作業療法士や心理療法士によるカウンセリング、創作活動等の作業療法、集団心理療法を実施する。

5 児童虐待防止及び対応充実強化事業

児童虐待の早期対応や被虐待児へのフォローアップのための情報収集、訪問ケアを行うとともに、児童相談所職員の資質の向上を図る。

6 子どもの権利啓発キャンペーン

11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、子どもの人権啓発のための講演会や街頭啓発キャンペーンを実施する。

7 身元保証人確保対策事業

児童養護施設等を退所する児童等が、就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し支払った保険料について助成する。

8 児童相談所機能強化事業

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等の強化のための人員を配置する。

9 児童虐待防止広報啓発事業

児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を実施する。

不登校児童等総合対策事業

(事業開始年度:平成4年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	424千円	(根拠法令等)	児童福祉事業対策費等国庫負担(補助)金交付要綱 (H17.3.28雇児0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
平成26年度予算額	452千円		

<目的>

不登校ひきこもり等の児童に対し、周囲の環境との関係を改善し、不適応状態の解消等を図る適応能力を高めることで、不登校状態からの立ち直りをサポートする。

<事業内容>

ふれあい心の友訪問援助事業(ハートフルフレンド)

ひきこもったまま外に出ない児童の家庭に、年齢の近い大学生が訪問して、児童が心を開くよう働きかける。

里親推進事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	13,245千円	(根拠法令等) 児童福祉法第50条 里親支援機関事業の実施について(H29.4.1雇児発第0401011号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	
平成26年度予算額	7,028千円		

<目的>

里親委託を推進するため、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図る。

<事業内容>

里親制度の普及促進や里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施する。また、新規里親の開拓を目的として、各市町村単位で里親制度説明会を実施する。

子ども・若者育成支援推進事業 単

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	833千円	(根拠法令等) 子ども・若者育成支援推進法	
平成26年度予算額	1,202千円		

<目的>

ニート、ひきこもり、不登校生徒や中途退学者等の支援を行うための関係機関による総合的な地域ネットワークを形成し、連携して継続した支援を行うことで、それぞれの個性や力を発揮させ「自己実現のできる社会」を目指す。

<事業内容>

子ども・若者支援地域協議会の運営、子ども・若者支援マップの作成・配布による相談窓口や支援の周知及び子ども・若者よりそいシンポジウムの開催等による周知啓発。

子ども・若者総合相談センター事業 新 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	12,280千円	(根拠法令等) 子ども・若者育成支援推進法	
平成26年度予算額			

<目的>

ニート、ひきこもり、不登校、非行等の社会的自立が困難な子ども・若者の相談を受け、総合的なアセスメントを行い、適切な支援機関に繋ぐことで子ども・若者の社会参加や社会的自立を図る。

<事業内容>

上記目的の達成のために、以下の対応を行う。

- (1) 電話及び来所による相談を受け、ケース検討(アセスメント)を行い、適切な支援機関に繋ぐ。
- (2) 支援対象者への訪問等によるアプローチ
- (3) 支援機関に繋がっていない対象者への同行支援
- (4) 当事者会や家族会等の自助組織の育成
- (5) 対象者を相談や支援に導く普及啓発

児童福祉施設整備費補助

(事業開始年度：昭和24年度)

実施主体	社会福祉法人	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 設置者 1 / 4
平成27年度予算額	31,449千円	(根拠法令等) 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について(H20.6.12厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知)	
平成26年度予算額	254,032千円		

<目的>

児童入所施設等の老朽改築、大規模修繕等の施設整備費の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。

<事業内容>

平成27年度は児童養護施設1カ所の大規模修繕を予定。

要保護児童進学応援資金貸付事業単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県 1 0 / 1 0
平成27年度予算額	3,120千円	(根拠法令等) 熊本県要保護児童進学応援資金貸付要項	
平成26年度予算額	2,375千円		

<目的>

大学等への進学を希望する者に対して、その生活費を支援することにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連鎖・虐待の連鎖を断ち切ることを目的とする。

<事業内容>

児童養護施設等を退所する児童等が大学等へ進学する場合に、生活費を貸し付ける。

・貸付月額：申請者の居住地の生活保護基準額の第1類の額を限度とする。

(参考：熊本市居住の場合：月額35,410円以内)

・貸付期間：4年以内、貸付利率：無利子、償還期間：20年以内、連帯借受人：原則1名(保護者がいない・保護者からの援助が見込めない等の場合は、施設長の意見書)

D V対策支援事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	8,825千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 児童虐待・D V対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱	
平成26年度予算額	8,772千円		

<目的>

売春防止法に基づく要保護女子の転落防止・自立支援、D V防止法に基づく被害者の保護・自立支援を行うことを目的とする。

<事業内容>

1. 女性相談員活動事業

女性相談センターに、女性相談員2名を設置し、電話相談及び来所相談に応じる。

H26年度延べ相談件数 2,864件

2. D V防止及び売春防止啓発事業

啓発用資料を作成し、関係機関との連携のもと啓発活動を実施する。

3. 身元保証人確保対策事業

一時保護所を退所後、就職や住居の賃借をする際に身元保証人が得られないことにより、就職や住居の確保ができない者がいる。このため、一時保護所施設長が身元保証人となった場合に身元保証人を被保険者とした損害保険契約の保険料を助成することとし、保証人の確保を容易にする。

4. D V対策ネットワーク事業

被害者の早期発見、早期対応を図るため、県レベル及び地域振興局単位で福祉、医療、警察、教育関係等によるD V対策関係機関会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図る。

5. D V対策関係機関職員専門研修

増加し複雑化するD V相談に対応するため、相談機関職員等を対象に、D Vの基本的事項や相談技法等を習得するための研修を実施し、相談体制の強化を図る。

6. D V相談法的対応強化事業

D V被害者の支援にあたっては、離婚や退去命令等に関し、法律の専門的知識が必要とされることから弁護士による法律相談を実施する。

7. 休日夜間電話相談事業

女性相談センターの相談体制を強化するため、夜間・休日D V電話相談を実施する。

D V対策強化事業 単

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	1,134千円	(根拠法令等) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 売春防止法 児童虐待・D V対策支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱	
平成26年度予算額	1,439千円		

< 目 的 >

D Vのない社会を実現するために、若年層等を対象とした啓発を行うほか、被害者の自立に向けた支援、民間シェルター運営団体への支援を行う。

< 事業内容 >

- 1 D V民間シェルター支援事業
D V被害者等を緊急一時的に保護する施設(シェルター)を運営している民間団体に対して事業費を助成し、運営を支援する。
- 2 D V未然防止教育講師派遣事業
若年層に対するD V予防を図るため、高校等の要請に応じ講師を派遣し、生徒に対してD V未然防止教育を実施するとともに、教職員に対しD V未然防止教育の研修を行う。
- 3 D V対策地域啓発事業
地域において「D Vは許されない」という意識を醸成するとともに、相談窓口の周知に努める。
- 4 ステップハウス運営事業
被害者が一時保護退所後、自立した生活を営むことができるまで、住居がない場合に住居の提供を行う。
- 5 D V被害者サポート事業
被害者が集まり、互いの被害経験や気持ちを共有する場を設けて、暴力を受け続けて奪われた被害者の自尊心の回復を図る。

(3) 障がい者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業を表す

		頁		
障がい者施策の推進及び体制整備		くまもと障がい者プラン推進事業(単)	127	
		社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会(単)	127	
		精神保健福祉審議会(単)	127	
		障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業	127	
		身体障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単)	128	
		身体障がい者福祉援助強化事業(単)	128	
		地域リハビリテーション推進事業(単)	128	
		知的障害者更生相談所(福祉総合相談所)(単)	129	
		身体障害者手帳交付事業(単)	130	
		療育手帳交付事業(単)	130	
		精神障害者保健福祉手帳交付事業(単)	131	
		身体障害者福祉センター管理委託(単)	131	
	保健・医療体制の充実	障がい者への医療体制の充実	自立支援医療(更生医療)給付事業	131
			精神保健医療費事業	132
			重度心身障がい者医療費助成事業(単)	132
		精神保健医療施策の充実	精神保健一般対策事業(単)	133
			精神科救急医療体制整備事業	133
			医療保護入院等患者移送	133
			精神医療審査会(単)	134
			精神科病院実地指導(単)	134
精神保健福祉センター費			134	
(新)ひきこもり対策推進事業			135	
地域自殺対策緊急強化交付金事業			135	
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業			135	
災害派遣精神医療チーム体制整備事業			136	
地域療育体制の整備		地域療育総合推進事業(単)	136	
		療育拠点施設・地域療育等支援事業(単)	136	
		こども総合療育センター運営費(単)	137	
		障がい児(者)口腔ケア事業	137	
		市町村地域生活支援事業	138	
地域生活支援の充実	地域生活支援の体制整備	障害福祉サービス費等負担事業	140	
		水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業	140	
		精神障がい者地域移行支援事業(単)	140	
	地域移行への支援			
	「住まい」の場の確保	障がい者住宅改造助成事業(単)	141	
	在宅サービスの充実	重度障害者に係る市町村特別支援事業	141	
		重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業	141	
	施設サービスの充実	障がい者福祉施設整備費	142	
		障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業	142	
		希望の里敷地等維持管理事業(単)	142	
	家族に対する支援	精神障がい者支援教室等開催事業	143	
		(新)重度障がい者居宅生活支援事業	143	
所得保障制度の周知	特別児童扶養手当支給事業	143		
	特別障害者手当等給付事業	144		
	心身障害者扶養共済事業	144		
相談支援体制の充実	障がい者相談支援推進事業	144		
	障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)	145		
新たな障がいに対する支援	発達障がい者への支援	北部発達障がい者支援センター事業	145	
		南部発達障がい者支援センター事業	146	
	高次脳機能障がい者への支援	発達障がい者支援体制整備事業	146	
		発達障がい者支援医療体制整備事業	147	
福祉人材の養成・確保	高次脳機能障害支援普及事業	147		
	障害程度区分認定調査員等研修事業	148		
	サービス管理責任者研修事業	148		
	介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	148		
	強度行動障がい支援者養成研修	149		

安心して暮らせる社会環境の整備	雇用・就労の促進	工賃向上計画支援事業	149
	情報・コミュニケーションの支援	障がい者職場実習促進事業(単)	149
		難聴児補聴器購入費助成事業(単)	150
視覚障がい者生活訓練事業		150	
オストメイト社会適応訓練事業		150	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		150	
点字図書館運営委託		151	
聴覚障害者情報提供センター運営委託		151	
点訳・朗読奉仕員養成事業		151	
手話通訳者養成事業		151	
手話通訳者養成ステップアップ研修事業		151	
手話通訳設置事業		152	
要約筆記者養成事業		152	
要約筆記者ステップアップ研修事業		152	
点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業		152	
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		152	
盲ろう者通訳・介助員養成事業		153	
盲ろう者通訳・介助員養成促進事業		153	
字幕入り映像ライブラリー制作・頒布		153	
点字による情報ネットワーク事業		153	
聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)		153	
コミュニケーション推進事業	154		
コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業	154		
スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援	くまもとハートウィーク開催事業	154	
	精神保健福祉大会事業	154	
	精神障がい者作品展開催事業	155	
	地域精神保健福祉普及啓発事業	155	
	障がい者社会参加推進センター設置事業	155	
	地域精神障がい者レクリエーション教室事業	156	
	くまもと障がい者スポーツ大会開催事業	156	
	地域精神障がい者スポレク大会事業	156	
	障がい者団体育成事業(単)	156	
	全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)	157	
(新)2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(単)	157		
住みやすい生活環境の整備	身体障がい者補助犬給付事業	157	
「ともに生きる社会」に向けた意識づくり	障害者条例推進事業(単)	157	
	障害者虐待防止対策支援事業	158	

くまもと障がい者プラン推進事業 単

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	2,821千円	(根拠法令等)	障害者基本法第7条、第10条第2項及び第36条 熊本県障害者施策推進審議会条例
平成26年度予算額	5,148千円		

<事業内容>

障害者基本法に基づく障がい者施策に関する総合的な計画である第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(計画期間：平成27年度～平成32年度)について、次の方法により、計画に掲げる施策の着実な推進を図る。

障害者施策推進審議会による施策の実施状況の検証・評価
障がい当事者・家族団体等との意見交換会によるニーズ把握
計画推進のための普及・啓発

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会 単

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	971千円	(根拠法令等)	社会福祉法第7条、第11条 熊本県社会福祉審議会条例第1条 熊本県社会福祉審議会運営要領
平成26年度予算額	969千円		

<事業内容>

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定、身体障害者手帳の障害程度の認定、障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定等身体障がい者の福祉に関する事項を調査審議する。(委員数11名/年6回開催)

精神保健福祉審議会 単

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	136千円	(根拠法令等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条
平成26年度予算額	106千円		

<事業内容>

本県の精神保健福祉の向上を図るため、精神保健福祉に関する事項を調査審議する。(不定期開催)
(委員数13名)

障害者介護給付費等不服審査会設置運営事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,175千円	(根拠法令等)	障害者総合支援法第97条、第98条 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例
平成26年度予算額	1,212千円		

<目的>

障がい者又は障がい児の保護者が市町村の行った介護給付費等に係る処分に不服がある場合、知事に対して提起された審査請求を審理する機関として、熊本県障害者介護給付費等不服審査会を設置し、専門的な立場から審査を行い、公平なサービス利用に資する。

<事業内容>

審査請求が提起された場合、必要に応じて不服審査会(合議体)を開催し審理を行う。
2合議体(各5人の委員で構成)

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）単

（事業開始年度：昭和28年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	15,070千円	（根拠法令等） 身体障害者福祉法第11条	
平成26年度予算額	15,314千円		

< 目 的 >

身体障がい者の医学的、心理学的判定に基づき、専門的な相談・指導を行い、身体障がい者福祉の充実向上を図る。

< 事業内容 >

- 1 身体障がい者の来所、巡回による専門的な相談及び判定
- 2 身体障がい者の更生援護に係る市町村長からの依頼による各種判定
- 3 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定

身体障がい者福祉援助強化事業 単

（事業開始年度：平成5年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	83千円	（根拠法令等） 身体障害者福祉法第11条、第11条の2	
平成26年度予算額	131千円		

< 目 的 >

身体障害者更生相談所（福祉総合相談所）に身体障害者福祉司を配置し、身体障害者福祉法に則り、身体障がい者の福祉の増進を図る。

< 対 象 >

市町村 等

< 事業内容 >

- 1 市町村職員に対する、技術的、専門的助言指導
- 2 補装具費の要否判定に伴う調査

地域リハビリテーション推進事業 単

（事業開始年度：平成5年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	343千円	（根拠法令等） 身体障害者更生相談所の運営について （S61.5.1社更第89号厚生省社会局長通知）	
平成26年度予算額	484千円		

< 目 的 >

熊本県における障がい者の更生援護ならびに自立援護にかかわる関係者及び関係機関等の代表が、県下の障がい者のリハビリテーション活動の推進について情報及び意見の交換を行い、もって障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

< 構 成 >

学識経験者、関係する行政機関・施設・団体の代表者、その他

< 事業内容 >

- 1 熊本県障がい者地域リハビリテーション協議会
 専門部会：障がい者支援施設連絡協議会、補装具適正交付連絡協議会
- 2 リハビリテーション関係職員研修
- 3 在宅障がい者訪問診査

知的障害者更生相談所（福祉総合相談所）単

（事業開始年度：昭和35年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	3,722千円	（根拠法令等） 知的障害者福祉法第12条	
平成26年度予算額	3,838千円		

< 目的 >

知的障がい者の福祉について相談に応じ、医学的、心理学的判定を行い、知的障がい者の福祉の増進を図る。

< 対象 >

知的障がい者をはじめとする県民一般

< 事業内容 >

- 1 知的障がい者についての来所、巡回相談に応じ、医学的、心理学的判定、これに伴う必要な指導を行う。
- 2 療育手帳の判定

< 活動状況 >

来所・巡回相談内容状況

単位：件

年 度	取 扱 実人員	相 談 内 容								計	
		施 設	職 親	職 業	医療保健	生 活	教 育	療育手帳	その他		
H23	452	1	0	0	0	1	0	450	0	452	
H24	351	1	0	3	1	0	0	347	0	352	
H25	354	2	0	0	0	0	0	352	0	354	
H26	356	0	0	0	1	0	0	355	0	356	
	来 所	300	0	0	1	0	0	299	0	300	
	巡 回	56	0	0	0	0	0	56	0	56	
	構成比(%)		0	0	0	0.3	0	0	99.7	0	100

来所・巡回判定内容状況

単位：件

年 度	判 定 内 容				計	
	医学的判定	心理判定	職能判定	その他の判定		
H23	186	450	0	0	636	
H24	160	345	0	0	505	
H25	152	352	0	0	504	
H26	161	355	0	0	516	
	来 所	142	299	0	0	441
	巡 回	19	56	0	0	75
	構成比(%)	31.2	68.8	0	0	100

身体障害者手帳交付事業 単

(事業開始年度:昭和24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	6,278千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	6,881千円	身体障害者福祉法第15条	

<事業内容>

身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、身体に一定程度以上の永続する障がいのある者に交付する。(熊本市を除く)

手帳に記載された障がい名・障害程度等級に基づき、次のような障害者総合支援法に基づくものをはじめとした各種制度の利用が可能(障害程度等により適用の有無あり)となる。

- 自立支援医療(更生医療)費の支給
- 補装具費の支給
- 介護給付費等の支給
- 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- 日常生活用具の給付
- 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK放送受信料の全額又は半額免除

1 年齢区分別・障がい別の状況(熊本市を含む) (平成27年3月31日現在)

障がい 年齢区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしやく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
18才未満	44	196	5	760	210	1,215
18才以上	6,679	9,475	845	4,7258	30,455	94,712
計	6,723	9,671	850	48,018	30,665	95,927

2 障がい区分等級別の状況(熊本市を含む) (平成27年3月31日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	2,646	1,892	445	425	751	564	6,723
聴覚・平衡機能障がい	329	2,522	1,322	1,948	46	3,504	9,671
音声・言語・そしやく機能障がい	19	66	495	270	-	-	850
肢体不自由	9,357	8,789	9,256	13,473	4,717	2,426	4,8018
内部障がい	16,707	149	2,321	11,488	-	-	30,665
計	29,058	13,418	13,839	27,604	5,514	6,494	95,927

療育手帳交付事業 単

(事業開始年度:昭和48年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	2,001千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,977千円	療育手帳制度要綱(S48.9.27厚生省発児第156号 厚生事務次官通知) 県療育手帳交付要項(S49.1.7家児第1309号通知)	

<目的>

知的障がい児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進に資することを目的とする。

<対象>

福祉総合相談所又は八代児童相談所において知的障がいと判定された者(児)に対して交付する。

<事業内容>

福祉総合相談所又は八代児童相談所における判定結果に基づき手帳を交付する。

療育手帳所持者に対する各種援助措置として次のようなものがある(障害程度等により適用の有無あり)。

- 障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済などの各種手当(年金)等の給付
- 重度心身障害者医療費助成事業による医療費の助成
- 日常生活用具の給付
- 市電・バス・JR・航空運賃の割引
- 国税、地方税の諸控除及び減免、NHK受信料の全額又は半額免除

精神障害者保健福祉手帳交付事業 単

(事業開始年度：平成7年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	4,646千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	3,025千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	

<事業内容>

精神障がい者の福祉及びノーマライゼーションの一層の推進を図るため、申請に基づき手帳を交付し、税制上の優遇措置等各種の援助制度を利用しやすくする。(平成25年度末の交付件数：7,750件)

身体障害者福祉センター管理委託 単

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県(指定管理者：(福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	47,863千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	47,863千円	身体障害者福祉法第31条 熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

身体障がい者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツレクリエーションなどの便宜を提供する熊本県身体障害者福祉センターの指定管理者を社会福祉法人熊本県社会福祉事業団とする。

自立支援医療(更生医療)給付事業

(事業開始年度：昭和29年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成27年度予算額	847,098千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	797,951千円	障害者総合支援法第58条等	

<目的>

身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。

<対象>

身体障害者手帳の交付を受けた者(18歳以上)

<事業内容>

診察	薬剤又は治療材料の支給	医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
病院又は診療所への収容	看護	移送

精神保健医療費事業

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県	負担割合	措置入院 : 国 3 / 4 県 1 / 4 自立支援医療 : 国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,824,467千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,863,384千円	障害者総合支援法第58条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条	

<事業内容>

1 措置入院

入院させなければ精神障がいのために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者に対して、医療及び保護を行うために、知事の権限で入院措置を行う。入院費全体に対し各医療保険制度を適用し、残りの部分を公費負担する。

2 自立支援医療費(精神通院医療)

精神疾患の治療を受けている方が外来で保険診察を受けた際、医療費の一部を公費で負担し、自己負担の保険診療分を原則一割負担とするもの。所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方については、月当たりの負担額に上限を設定する。

<事業実績>

1 措置入院

年度(6月末現在)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
措置患者数(人)	64	74	61	59	53	44	49	47
措置率(%)	0.7	0.9	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6

措置率とは、入院患者数に対する措置入院者の割合をいう。

H24以降は、熊本市(政令市)の長が措置した人数を含む。

2 自立支援医療費(精神通院医療)

年度(3月末現在)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受給者数	18,544	19,382	20,492	21,838	22,829	24,242	25,521	

H24以降は、熊本市(政令市)分を含む。

重度心身障がい者医療費助成事業単

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 2 市町村 1 / 2 (熊本市：県 1 / 3 熊本市 2 / 3)
平成27年度予算額	1,537,731千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,538,154千円	熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領	

<事業内容>

重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して助成する。

1 給付方法 償還方式(一部市町村に現物給付あり)

2 所得制限 障害児福祉手当所得制限限度額

- 3 一部負担金 入院 1 医療機関につき 2,040 円 / 月
通院 1 医療機関につき 1,020 円 / 月
訪問看護 1 医療機関につき 1,020 円 / 月

<対象>

- 身体障害者手帳 1 級又は 2 級所持者
- 療育手帳 A 1 又は A 2 所持者
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- 福祉手当受給相当者

精神保健一般対策事業 単

(事業開始年度：昭和40年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	6,018千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について (H12.3.31 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	5,208千円		

<事業内容>

精神保健福祉相談

精神障がい者の早期発見、早期治療及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を援助するために、保健所において精神科嘱託医、保健師による相談及び訪問指導等を行う。(嘱託医相談日：月1回)

平成25年度 相談件数 1,954件 訪問件数 235件 (熊本市を含んでいない)

精神科救急医療体制整備事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県・熊本市(委託先：(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 熊本市 1 / 4
平成27年度予算額	29,605千円	(根拠法令等) 精神科救急医療体制整備事業実施要綱 (H23.4.25障発0425第2号厚 生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	29,446千円		

<事業内容>

1 精神科救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間における精神疾患の急発及び急変のため、速やかに精神科治療を必要とする精神障がい者等に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を図り、もって精神障がい者の社会復帰を支援することを目的とする。当番病院は、精神保健指定医及び看護師等を待機させ、入院のための空床を確保する。

平成25年度 述べ689件(外来診察289件、入院169件、助言指導203件、その他28件)

2 精神科救急情報センター事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等からの相談を受け、必要に応じて精神科救急医療施設等と連携を取り、適切な医療の確保を図ることを目的とする。

平成25年度 述べ928件

3 身体合併症救急医療確保事業

本事業は、休日・夜間において、精神疾患又は身体疾患の急発及び急変のため、速やかな医療及び保護を必要とする身体合併症患者(身体疾患を合併している精神疾患患者)が迅速かつ適切な医療を受けられる体制を確保し、もって精神障がい者が安心して地域で日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

医療保護入院等患者移送

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	65千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条	
平成26年度予算額	65千円		

<事業内容>

精神保健指定医による診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障がい者であって、その精神障がいのため本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたものを、医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送する。

精神医療審査会 単

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
平成27年度予算額	6,700千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	6,454千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	

<事業内容>

当審査会は、精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するために設置された独立した第三者機関であり、以下の審査を行う。

医療保護入院届、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告があったとき、その入院の要否について精神科病院に入院中の者又はその保護者から、退院請求又は処遇改善請求があったとき、その入院の要否又は処遇の適否について

県下の病院を2つの合議体で(各5人の委員により構成)分担して、それぞれ毎月1回開催

<事業実績>

平成26年度審査件数 医療保護入院時の届出 2,176件
 定期の報告 (措置入院)45件、(医療保護入院)1,647件
 退院等請求 (措置入院)8件、(医療保護入院)15件
 (任意入院)1件

精神科病院実地指導 単

(事業開始年度：昭和63年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
平成27年度予算額	659千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	656千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法第38条の6	

<事業内容>

精神障がい者の人権に配慮した適正な医療及び保護を目的に、精神科病院への入院の要否及び処遇の適否等を審査するとともに、入院手続き等の事務手続きの一層の適正化を図るため、全病院について年1回実地指導を実施する。

<対象>

熊本市内の精神科病院を除く26病院

精神保健福祉センター費

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県	負担割合	社会復帰・アルコール依存・思春期精神保健関連:国1 / 3 県2 / 3、その他:県10 / 10
平成27年度予算額	13,704千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	18,546千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第7条 精神保健福祉センター運営要領 (H8.1.19健医発57号 厚生省保健医療局長通知)	

<事業内容>

精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉業務の中心的指導機関として、専門職員を配置して、精神保健に関する調査研究、保健所及び関係機関への技術指導援助、複雑困難なケースの相談指導及び酒害相談、社会復帰援助、県民に対する精神保健知識の普及・啓発、思春期精神保健事業、心の健康づくり事業、協力組織育成等を行い、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図る。

新 ひきこもり地域支援推進事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2、県 1 / 2
平成27年度予算額	6,420千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立支援法 ひきこもり対策推進事業実施要領	
平成26年度予算額			

<事業内容>

ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

<対 象>

18歳以上のひきこもり状態にある本人及び家族等(熊本市民を除く)

<事業内容>

1 ひきこもり地域センター設置運営事業

精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある本人や家族等からの電話、来所による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報発信等を行う。

2 ひきこもりサポーター養成研修事業

ひきこもり状態にある本人や家族等を訪問して適切な支援機関につなぐ「ひきこもりサポーター」を養成する。

地域自殺対策強化交付金事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県、市町村、民間団体	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	4,376千円	(根拠法令等) 自殺対策基本法 地域自殺対策強化事業実施要領(H27.2.19府政共生第158号内閣府政策統括官通知)	
平成26年度予算額	17,061千円		

<目 的>

厳しい経済情勢が続いており、これに応じて自殺者の増加が懸念されている。自殺者や未遂者、その周辺の人々が抱える悩みは様々であり、再企図や後追いを含む県民の自殺の予防を図るために、様々なレベルのきめ細かな対応が必要であり、相談対策の整備及び人材育成等を行い自殺対策の推進を図ることを目的とする。

<事業内容>

1 自殺予防普及啓発事業(負担割合：国 1/2、県 1/2)

2 自殺予防相談支援等事業(負担割合[若者相談支援事業]：国 10/10)

(負担割合[相談支援事業、ゲートキーパー養成事業他]：国 3/4、県 1/4)

3 市町村等自殺対策推進事業(負担割合[市町村実施分]：国 3/4、市町村 1/4)

(負担割合[民間団体実施分]：国 3/4、県 1/4)

H21年度からH26年度までは全額国交付金を財源として造成した基金を用いた地域自殺対策緊急基金事業として実施

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県、熊本市	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	456千円	(根拠法令等) 精神障害関係従事者養成研修事業について(H26.3.31日障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	456千円		

<目 的>

かかりつけ医師に対し、適切なうつ病等精神科疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施すること、及び精神科医療機関への受診の円滑化を促進する取組により、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ることを目的とする。

<対 象>

熊本県内の医師

災害派遣精神医療チーム体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	620千円	(根拠法令等) 災害派遣精神医療チーム体制整備事業実施要綱(H26.3.31障発第0331第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	620千円		

< 目 的 >

地震・風水害などの自然災害の被害者は心理的外傷後ストレス障害(PTSD)等の様々な心理的反応を生じることから、災害時等の緊急時において専門的な心のケアに関する対応が円滑に行えるよう、緊急支援チームを整備し、災害発生時の緊急支援体制を強化する。

地域療育総合推進事業 単

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	事業1：県1/2 市町村1/2 事業2・3：県10/10
平成27年度予算額	26,344千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条 熊本県障害児(者)地域療育支援事業実施要項 熊本県難聴児療育拠点施設事業実施要項 熊本県地域療育センター事業実施要項	
平成26年度予算額	27,736千円		

< 目 的 >

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児・発達障がい児及びその疑いがある児童(以下「在宅障がい児等」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図ることを目的とする。

< 事業内容 >

1 地域療育センター事業

各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を県が助成する。(療育相談員設置事業・地域療育支援事業(訪問療育/外来療育/施設支援一般))

2 障害児等療育支援事業

ア 療育拠点施設事業(難聴児分)

県内における難聴児に対する療育の向上を図るため、難聴幼児通園施設「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。

イ 障害児等地域療育支援事業(発達障がい等支援分)

発達障がい対応等のため、障がい児施設機能を活用した専門的な支援を実施する。

3 地域療育ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局毎に設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

療育拠点施設・地域療育等支援事業 単

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	3,284千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条等 熊本県障害児(者)療育拠点施設事業実施要項	
平成26年度予算額	3,284千円		

< 目 的 >

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及びその疑いがある児童(以下「在宅障がい児等」という。)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

< 事業内容 >

療育拠点施設事業

様々な障がいに対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。

こども総合療育センター管理運営費 単

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県	負担割合	県10 / 10
平成27年度予算額	279,308千円	(根拠法令等) 児童福祉法第42条第2号(医療型障害児入所施設) 児童福祉法第43条第2号(医療型児童発達支援センター) 児童福祉法第43条第1号(福祉型児童発達支援センター) 医療法第1条の5第1項(病院) 熊本県こども総合療育センター条例	
平成26年度予算額	279,221千円		

<目的>

本県の療育拠点施設として障がい及び障がいの疑いのある子どもの早期発見、早期療育のための総合診断や療育の方向づけを行う。

<対象>

18歳未満の障がい及び障がいの疑いのある子ども

<事業内容>

- 1 診 療 入所児・通園児及び外来児に対し、小児科・整形外科を中心として機能障がい改善のための治療を行う。
- 2 機 能 訓 練 入所児・通園児及び外来児に対し、個別の訓練・指導や集団での訓練及び保護者指導等を行い、機能障がいの改善を目指す。
- 3 生 活 指 導 将来の社会生活のために、身につけなければならない基本的な生活習慣等の指導や援助を行う。3歳以上の入所児は隣接の県立松橋東支援学校(高等部なし)に通学し教育を受ける。
- 4 地域療育支援 療育拠点施設として地域療育センター等に対して専門スタッフを派遣するとともに、障がい児療育に関する情報提供や研修等を行う。

(定員) 医療型障害児入所施設 60名、医療型児童発達支援センター20名、福祉型児童発達支援センター30名

障がい児(者)口腔ケア事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(社)熊本県歯科医師会)	負担割合	国1 / 2 県1 / 2
平成27年度予算額	570千円	(根拠法令等) 歯科口腔保健の推進に関する法律 口腔保健推進事業実施要綱(H25.5.15医政発0515第7号厚生労働省医政局長通知)	
平成26年度予算額	601千円		

<目的>

障がい児(者)の口腔環境の向上を図る。

<事業内容>

障がい児(者)に対する効果的な口腔ケアを進めるため、地域のリーダーとなる歯科医療関係者の研修を行う。

市町村地域生活支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
平成27年度予算額	218,435千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第77条、第94条 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	217,443千円		

< 目的 >

障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する、地域生活支援事業に要する経費を助成する。

< 事業内容 >

1 必須事業

法律上、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて必ず実施しなければならない事業

(1)理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるための研修・啓発

(2)自発的活動支援事業

障がい者等による悩みの共有や情報交換のできる交流会活動、災害対策活動、ボランティア活動等を支援

(3)基幹相談支援センター等機能強化事業

特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置

(4)住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

一般住宅への入居が困難な障がい者等に対する入居支援

(5)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の助成(知的・精神)

(6)成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、地域の実態把握、検討会などの実施、適正な活動のための支援等

(7)意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援

(8)日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため別告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与(身体・知的・精神・難病患者)

(9)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修

(10)移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等への外出のための支援

(11)地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、創作的活動等の機会の提供等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化する事業

2 任意事業

市町村の判断により、障がい者の自立した日常生活又は社会生活のために実施する事業

(1)福祉ホームの運営

障がい者に定額な料金で居室その他の整備を利用させ、地域生活を支援

(2)訪問入浴サービス

看護師、准看護師、介護職員が居宅を訪問して行う、入浴の介護(身体)

(3)生活訓練等

障がい者等に日常生活上必要な訓練・指導等

(4)日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を支援

(5)地域移行のための安心生活支援

緊急一時的な宿泊や地域での1人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保、地域生活を支援するためのコーディネーターの配置

(6)巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員による、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援

- (7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
相談支援事業所等における退院支援体制の確保
- (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
市町村協議会における先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組
- (9) その他日常生活支援
地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援
- (10) スポーツ・レクリエーション活動等支援
各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会・運動会等の開催
- (11) 文化芸術活動振興
障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供
- (12) 点字・点の広報等発行
文字による情報入手が困難な障がい者に、点訳、音声訳等により、地方公共団体等の広報など必要度の高い情報を提供
- (13) 奉仕員養成研修
点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修
- (14) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
意思疎通支援事業について、未実施の市町村等において行う近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法の検討
- (15) 自動車運転免許取得、改造助成
自動車運転免許取得及び自動車の改造によする費用の一部を助成
- (16) その他社会参加支援
地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援
- (17) 成年後見制度普及啓発
成年後見制度の利用促進のための普及啓発
- (18) 障害者虐待防止対策支援
虐待時の対応のための体制整備、障がい者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、専門性の強化、連携協力体制の整備、普及啓発等
- (19) その他権利擁護支援
地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援
- (20) 盲人ホームの運営
鍼灸等の資格を有する視覚障がい者で、自営や雇用が困難な者に対し、施設を利用して行う技術の指導
- (21) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
情報機器やインターネットを利用した、在宅などで就労するための訓練等の支援
- (22) 更生訓練費給付
就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している者に対する更生訓練費の支給
- (23) 知的障害者職親委託
知的障がい者を一定期間、事業経営者等（職親）に預けて行う、生活指導及び技能習得訓練等
- (24) その他就業・就労支援
地域の要望に応じ、市町村の判断により行う支援
- (25) 障害支援区分認定等事務
障害支援区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営経費を助成
- (26) 特別支援事業
意思疎通支援従事者の養成強化等

障害福祉サービス費等負担事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	市町村	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
平成27年度予算額	8,774,844千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第94条	
平成26年度予算額	8,025,282千円		

<目的>

市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。

<事業内容>

障害者自立支援給付費負担金の支給に要する費用の一部負担

水俣・芦北地域の障がい福祉推進モデル事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	国 8 / 10 県 2 / 10
平成27年度予算額	13,380千円	(根拠法令等) 水俣病総合対策費補助金交付要綱(H4.4.30環保業第227号環境事務次官通知)	
平成26年度予算額	14,091千円		

<目的>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

障がい者サービスが不足している当該地域において、水俣病患者を含む障がい者が地域の介護保険のサービスを利用できるように制度化された基準該当サービスの普及促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

胎児性水俣病患者をはじめ、重度障がい者に対するケアマネジメントを確実に実施し、障がい者の生活の質の向上と介護者の介護負担の軽減を図る。

<対象>

- 1 水俣市・芦北町・津奈木町
- 2 水俣市

<事業内容>

1 基準該当サービス普及促進モデル事業

基準該当生活介護サービスを提供した場合の、通常より低く抑えられている報酬の差額を助成し、介護保険サービスと障害者自立支援法によるサービスの総合的な利用促進を図る。

2 障がい者相談支援事業所の機能強化モデル事業

障がい者に対する相談対応やケアマネジメント業務を行っている指定相談支援事業所の担当職員を増員する場合の経費を助成する。

精神障がい者地域移行支援事業 単

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県(委託先：(公社)熊本県精神科協会)	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	400千円	(根拠法令等) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4、第33条の5、第33条の6	
平成26年度予算額	2,658千円		

<目的>

精神保健医療福祉施策における「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念に基づき、精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行・地域生活に必要な地域体制を整備し、精神障がい者の地域移行及び自立を促進することを目的とする。

<事業内容>

退院後生活環境相談員等研修事業

精神科病院に入院している者の退院促進のため、退院後生活環境相談員や地域援助事業者等の資質向上を図るために研修会を実施する。

障がい者住宅改造助成事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村(熊本市を除く)	負担割合	県1/3 市町村1/3 本人1/3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については県1/2、市町村1/2)
平成27年度予算額	7,175千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	7,182千円	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項	

<目的>

障がい者の在宅生活継続のための住環境を確保することにより在宅福祉の推進を図る。

<対象>

65歳未満の重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A₁・A₂所持者又は重度の障がい者と同居する世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯)

<事業内容>

- 1 基準額 900千円(改造1件当たり)
- 2 対象経費 便所、浴室、洗面所、玄関、居室等、障がい者が利用する部分の改造に要する経費

重度障害者に係る市町村特別支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	1,168千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,441千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障顔保健福祉部長通知)	

<目的>

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超え、かつ訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している市町村に対して、訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額の一部又は全部について助成する。

重重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村(熊本市を除く)	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成27年度予算額	26,501千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	25,289千円	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領(H19.2.6障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

重重度訪問介護の利用において、在宅での重度障害者の長時間サービスを保障するため、国庫負担基準超過市町村のうち、重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。

<事業内容>

次に掲げる要件を満たす市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成する。

国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村

重度障害者に係る市町村特別支援事業の対象外の市町村及び対象となるがなお超過額のある市町村(重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助対象市町村にあっては、重度障害者に係る市町村特別支援事業による補助を優先適用する。)

障がい者福祉施設整備費

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	社会福祉法人等	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 4 社会福祉法人等 1 / 4
平成27年度予算額	274,521千円	(根拠法令等) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(H17.10.5厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)	
平成26年度予算額	211,911千円		

<事業内容>

障がい者福祉施設の創設、改築、修繕などを行う社会福祉法人等に対し、その経費を助成する。

障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業

(事業開始年度：昭和24年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	入所支援 国 1 / 2 県 1 / 2 通所支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4 相談支援 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4
平成27年度予算額	1,405,198千円	(根拠法令等) 児童福祉法第21条の5の2、第21条の5の4、第21条の5の12、第21条の5の28、第21条の6、第24条の2、第24条の6、第24条の20、第24条の25、第24条の26、第24条の27、第50条第7号及び第50条第7号の2 熊本県児童福祉法施行細則	
平成26年度予算額	1,159,675千円		

<目的>

福祉型障害児入所施設等の指定障害児入所施設において、障がいのある児童に対する訓練・保護等を行う。

また、市町村が支弁する障害児通所給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障がい児の福祉の増進を図る。

<対象>

障がい児

<事業内容>

指定障害児入所施設等から障害児入所支援を受けた障がい児の保護者等に対し、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費を給付する。

児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に係る措置が適当と判断した障がい児を障害児入所施設に入所させ、これを保護し、自立自活に必要な知識技能などを提供する。

障害児通所給付費負担金の支給に要する費用の一部を負担する。

希望の里敷地等維持管理事業 単

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県手をつなぐ育成会)	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	1,303千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,305千円		

<目的>

宇城市に「希望の里」として整備した、総合的な福祉施設ゾーンの維持管理を行う。

<事業内容>

希望の里敷地除草及び屋外便所清掃管理について、社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に委託する。

精神障がい者支援教室等開催事業

(事業開始年度：昭和50年度)

実施主体	県(委託先：(一社)熊本県精神障害者福祉会連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	182千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	182千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

精神障がい者の家族を対象に研修会や家族教室を開催し、精神保健福祉に関する知識の普及啓発や精神障がい者の専門的技能の習得を図る。

<事業内容>

患者を抱え、知識や情報、援助を十分に得られず孤立して悩み留まっている家族に対して、精神障がい(医療)についての知識や情報を提供し、患者への理解や対応の基本を身に付ける講習会を開催するとともに相談事業を行う。

また、精神障がい者家族リーダーに対して、周りの家族からの精神保健福祉相談に対応するために必要な知識を身に付けてもらうための研修を行う。

(平成26年度実績) 家族教室・相談事業：2カ所実施 家族リーダー等研修：1カ所実施

新 重度障がい者居宅生活支援事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成27年度予算額	13,429千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	-千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

在宅で重度障害児(者)の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、居宅介護サービスや医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する。

<事業内容>

- 1 重度訪問介護従業者養成研修事業(負担割合：国1/2 県1/2)
重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成のための研修を実施する。
- 2 医療型短期入所事業所等設置支援事業(負担割合：基金10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
医療的なケアが必要な重度障がい児(者)を新たに受け入れる事業所に対し、受入れのために必要となる送迎用自動車等の備品の購入費用の一部を助成する。

特別児童扶養手当支給事業

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	5,531千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	7,434千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

<目的>

精神又は身体に障がいをもつ児童を、在宅で養育している者に、特別児童扶養手当を支給するための認定事務を行う。

<対象>

20歳未満で一定程度の障がいの状態にある障がい児を監護又は養育している者。

ただし、対象となる児童が施設に入所していたり障がいを支給事由とする年金の給付を受けるときを除く。

<支給額>(H27.4.1~)

1級：1人につき 月額 50,050円 2級：1人につき 月額 33,330円

(H26.3.31現在、単位：人)

受給者数	受給対象障がい児数				支給停止者数
	知的障がい	身体障がい	その他	計	
3,460	1級	898	554	36	1,488
	2級	1,514	332	355	2,201

特別障害者手当等給付事業

(事業開始年度：昭和61年度)

実施主体	県・市	負担割合	国3/4 県・市1/4
平成27年度予算額	149,119千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	152,525千円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	

<事業内容>

以下の手当を支給する。

	支給対象	支給月額 (H27.4~)	支給月
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。	26,620円	2、5、8、11月に、それぞれ前月分まで支給
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。	14,480円	
経過的福祉手当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者。	14,480円	

いずれの手当も、受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が扶養親族等の有無及びその数に応じて一定額以上である場合は、その年の8月から翌年の7月までの1年間、支給が停止される。

心身障害者扶養共済事業

(事業開始年度：昭和46年度)

実施主体	県、独立行政法人福祉医療機構	負担割合	-
平成27年度予算額	231,051千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	244,726千円	熊本県心身障害者扶養共済制度条例	

<対象>

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者

<事業内容>

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に終身一定額の年金(加入一口につき月20,000円)を支給する。

平成27年4月現在 年金受給者 582人

障がい者相談支援推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：県10/10 事業2：国1/2 県1/2
平成27年度予算額	2,142千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,219千円	地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

県下全域の相談支援体制の充実を図るため、障害者自立支援協議会を設置し、各圏域における相談支援体制の状況を把握、評価し、体制整備等に関する助言等を行うことにより、圏域におけるネットワークづくりの支援に取り組むとともに、相談支援業務に従事する相談支援専門員等に対して研修を行い、人材養成に努める。

<事業内容>

- 1 障害者自立支援協議会の設置、運営
- 2 相談支援従事者研修の内容検討、実施

障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）

（事業開始年度：平成10年度）

実施主体	県(委託先：熊本県障がい者社会参加推進センター ((福)熊本県身体障害者福祉団体連合会))	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	1,202千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,202千円	障害者総合支援法第78条第2項	

< 目 的 >

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、障がい者の人権及び権利の擁護を図り、もって障がい者の自立及び社会参加の促進並びに障がい者関係施設等における処遇の適正化を図ることを目的とする。平成19年度より、障害者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）を実施している。

< 事業内容 >

1 事業内容

常設の相談窓口を置き、障がい者、または家族等関係者からの相談に対応して、必要な助言等を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関等の紹介、取次ぎ等を行う。

2 相談専用番号 (096) 354 - 4110 (電話・FAX兼用)

3 受付場所及び受付時間

社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会（熊本市中央区南千反畑町3 - 7）

月曜日～金曜日（ただし、休日及び年末年始の休日を除く）13：00～17：00

なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付ける。

北部発達障がい者支援センター事業

（事業開始年度：平成14年度）

実施主体	県(委託先：(福)三気の会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	27,053千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	
平成26年度予算額	27,154千円	発達障害者支援センター運営事業実施要綱（H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	

< 目 的 >

自閉症等の特有な発達障がいをもつ障がい児（者）（以下「発達障がい児（者）」という。）に対する支援を総合的に行うため、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児（者）に対する総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

< 対 象 >

主に県北地域（有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城圏域）在住の発達障がい児（者）及びその家族等

< 事業内容 >

1 発達障がい児（者）及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。

2 発達障がい児（者）及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導又は助言、並びに必要な情報提供を行う。

3 発達障がい児（者）の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。

4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による啓発普及も随時行う。

南部発達障がい者支援センター事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(福)清流会)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	26,628千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条 発達障害者支援センター運営事業実施要綱(H17.7.8障発0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	26,675千円		

<目的>

年々増加傾向にある県民からの発達障がいに関する相談支援要請に対応し、発達障がい児(者)や家族の思いを尊重しながらライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、新たな発達障がい者支援センターを基幹的な相談支援機関がない県南地域に設置したことで、発達障がい児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児(者)に対する総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

<対象>

主に県南地域(宇城、八代、芦北、球磨、天草圏域)在住の発達障がい児(者)及びその家族等

<事業内容>

- 1 発達障がい児(者)及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児(者)及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導又は助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児(者)の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による啓発普及も随時行う。

発達障がい者支援体制整備事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	2,353千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第3条第4項等 発達障害者支援体制整備事業実施要綱(H17.7.8障発0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 熊本県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要項	
平成26年度予算額	2,353千円		

<目的>

発達障がい児(者)やその家族の思いを尊重しながら、ライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会を設置するとともに、広く県民を対象とした発達障がい者支援に係る普及啓発セミナー等を開催し、また、発達障がいの診断を受けて間もない保護者の支援のためペアレントメンター養成研修等事業を実施することで、発達障がい児(者)とその家族等を支援する。

<事業内容>

発達障がい者支援体制整備事業(実施主体：県)

- 1 発達障がい者支援体制整備検討委員会及び医療体制検討部会の設置
 - ・発達障がい者の実態把握に関すること
 - ・県支援計画の策定に関すること
 - ・今後の支援体制のあり方に関すること
- 2 発達障がいに係る普及及び啓発(実施主体：県(共催：熊本市))
 - ・発達障がい者支援セミナーの開催
 - ・発達障がい研究会の開催
- 3 ペアレントメンター養成研修等事業(実施主体：県(委託先：(福)三気の会))
 - ・発達障がいのある子どもの保護者に対する支援
- 4 普及啓発パンフレットの作成及び配布(実施主体：県(委託予定))
 - ・県民への発達障がいに関する正しい理解の普及啓発

発達障がい者支援医療体制整備事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県(委託先：国立大学法人熊本大学)	負担割合	国1/2(事業費限度額あり)	県1/2
平成27年度予算額	17,351千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第19条 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)		
平成26年度予算額	16,377千円			

<目的>

本県では子どもの発達障がいを診療する医療機関が少ないことなどから受診までの待機期間が生じているため、身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮や診療できる医療機関の充実を図るなど医療体制を整備することで、発達障がい児(者)やその疑いのある子ども等と家族を支援することを目的とする。

<事業内容>

- 1 地域医療機関への医師や医療関係職員の派遣等による発達障がいに関する診断や診療等及び地域医療機関の医師等への専門支援等(診療支援、専門的指導・助言等)
- 2 地域医療機関の医師や医療関係者等を対象とした発達障がいに関する症例検討会の開催等
- 3 発達障がいを診療する医師を養成するための発達障がい研修プログラムの作成及び医師養成機関等への周知等
- 4 厚生労働省及び熊本県の行う各種事業への協力と連携等

高次脳機能障害支援普及事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2	県1/2
平成27年度予算額	5,398千円	(根拠法令等) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱 (H25.5.15障発0515第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)		
平成26年度予算額	5,398千円			

<目的>

高次脳機能障害者の支援拠点施設における専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築及び高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発を行うことにより、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

<対象>

高次脳機能障害者とその家族、その他高次脳機能障害者に係わる関係者

<事業内容>

支援拠点施設(高次脳機能障害支援センター)に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害に関する相談を受け個別支援を行うとともに、関係者に対し適切な相談支援を行うための研修等を実施する。

障害程度区分認定調査員等研修事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,007千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第2条第2項第1号 障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱(H17.12.5障発第1205005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	1,061千円		

<目的>

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、研修会を通じて、障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員及び医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。

<対象>

障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、主治医 等

<事業内容>

1 障害支援区分認定調査員研修

認定調査に従事する者が、公平・公正かつ適切な認定調査を実現するために必要な知識・技能を修得させる内容の研修

2 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員が、障害支援区分の二次判定等における公平・公正かつ適切な審査を実現するために必要な知識・技能を修得させる内容の研修

3 主治医研修

主治医等に対し、障害者区分認定に係る審査判定の重要な資料である医師意見書の記載方法等を修得させる内容の研修

サービス管理責任者研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	745千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項、サービス管理責任者研修事業実施要綱(H18.8.30障発第0830004号)	
平成26年度予算額	691千円		

<事業内容>

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所はサービス管理責任者の配置が義務づけられ、本研修がサービス管理責任者となるための要件の一つとなっている。

研修は、介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労、児童の5分野で実施し、国の実施する指導者研修を受講した者が講師となって実施する。

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	3,247千円	(根拠法令等) 喀痰吸引等研修実施要綱(H24.3.30社援発0330第43号)	
平成26年度予算額	3,507千円		

<目的>

居宅介護事業所等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い障がい者(児)に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

指導者養成研修を受講した医師・看護師が講師となり、県において「基本研修」及び「実地研修」を実施する。

強度行動障がい支援者養成研修事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,420千円	(根拠法令等) 地域生活支援事業実施要綱(H18.8.1障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成26年度予算額	1,854千円		

<目的>

自傷や他害行為等危険を伴う行為を頻回に示す強度行動障がい児・者について学ぶ機会を確保し、強度行動障がいのある人に適切な支援が提供されるよう障害福祉サービスの事業所の職員を対象として研修会を実施する。

<事業内容>

- 1 厚労省が実施する指導者養成研修に県から派遣し、県が実施する研修会で講師となる者を養成する。
- 2 1で派遣した者を講師として研修会を実施する。

工賃向上計画支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	基本事業：国 1 / 2 県 1 / 2 特別事業：国 1 0 / 1 0
平成27年度予算額	2,477千円	(根拠法令等) 熊本県工賃向上3か年計画(仮称) 工賃向上計画支援事業実施要綱	
平成26年度予算額	3,217千円		

<目的>

障がい者支援施設等利用者の工賃水準の引上げを図り、利用者が地域で自立して生活することを支援する。

<事業内容>

平成27～29年度を対象期間とする「熊本県工賃向上3か年計画」(仮称)を策定し、次に取り組む。

県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を推進するための展示・商談会等の開催
大型商業施設等での販売会の開催

就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣

障がい者職場実習促進事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	県 1 0 / 1 0
平成27年度予算額	3,141千円	(根拠法令等) 熊本県障がい者職場実習促進事業実施要項	
平成26年度予算額	3,141千円		

平成27年度予算額の欄には、平成26年度2月補正予算額(全額繰越)を記入している。

<目的>

一般就労を目指す障がい者にとって、農業法人等における職場実習は、様々な職種が体験できる等有効なものであるため、農業法人等の実習受入に係る環境整備に要する経費を補助することにより、実習受入の確保を促進する。

<対象>

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校から職場実習を受け入れる民間企業等。

<事業内容>

実習生を受け入れる農業法人等における職場実習を容易にするために配慮した施設、設備等の整備に要する経費を助成する(1企業あたり500千円以内)。

難聴児補聴器購入費助成事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 3 市町村 1 / 3 本人 1 / 3
平成27年度予算額	1,270千円	(根拠法令等) 熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要項	
平成26年度予算額	1,305千円		

<目的>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童(難聴児)に対して、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。

<対象>

次の要件のすべてを満たす18歳未満の難聴児

熊本県内に住所を有していること。

両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。

補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

<事業内容>

市町村が補聴器1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成した場合、市町村に対し、その助成した額の2分の1以内を助成する。

視覚障がい者生活訓練事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	525千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
平成26年度予算額	525千円		

<事業内容>

視覚障がい者に対して、日常生活を営む上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行う。

- ・視覚障がい者家庭生活訓練
- ・視覚障がい者社会生活教室
- ・中途失明者緊急生活訓練

オストメイト社会適応訓練事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	228千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項	
平成26年度予算額	228千円		

<事業内容>

ストマ用装具の装着者に対し装具の使用等についての正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本事項について相談に応じる。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,630千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第1項	
平成26年度予算額	1,630千円		

<事業内容>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣する。

点字図書館運営委託

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	23,066千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	23,066千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

熊本県身体障害者福祉センター内に熊本県点字図書館を設置し、点字刊行物の収集、製作、貸出し、その他視覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

聴覚障害者情報提供センター運営委託

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	28,170千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	28,373千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

<事業内容>

熊本県身体障害者福祉センター内に熊本県聴覚障害者情報提供センターを設置し、聴覚障がい者用の録画物の収集、製作、貸出し、その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

点訳・朗読奉仕員養成事業

(事業開始年度：点訳 昭和46年度、朗読 昭和49年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	420千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	420千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。

手話通訳者養成事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	754千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	804千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

手話に必要な技術等の指導を行い、手話通訳者を養成する。

手話通訳者養成ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	174千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	186千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

手話通訳設置事業

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	2,027千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,027千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁に設置する。

要約筆記者養成事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	479千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	504千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記に必要な技術等の指導を行い、要約筆記者を養成する。

要約筆記者ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	447千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	479千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

要約筆記者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

点訳奉仕員・朗読(音訳)奉仕員ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	218千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	232千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

点訳奉仕員・朗読奉仕員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	200千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	200千円	障害者総合支援法第78条第1項、第2項	

<事業内容>

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行い、また、発声訓練に携わる指導者を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	284千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	300千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成する。

盲ろう者通訳・介助員養成促進事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	68千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	74千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者通訳・介助員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

字幕入り映像ライブラリー制作・頒布

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	470千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	500千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

熊本県聴覚障害者情報提供センターにおけるライブラリー事業の効果的な運営を図るため、字幕入りビデオカセットテープ等の制作及び頒布に関する業務を委託する。

点字による情報ネットワーク事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県障がい者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	876千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	876千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

新聞情報等を社会福祉法人日本盲人会連合で入力し、電話回線を利用したコンピューターネットワークにより点字図書館などで点字で出力し、視覚障がい者の閲覧に供する。

聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	381千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	411千円	平成27年度障害者社会参加総合推進事業(手話通訳設置事業等)実施要項	

<目 的>

聴覚障がい者へのきめ細かな情報提供及びニーズの把握を行い、情報不足に対する生活環境の改善を図るとともに、聴覚障がい者によるFAXと健聴者による電話の中継サービスを行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

<事業内容>

手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供 情報誌の発行 FAXによるポーリングサービス
 巡回相談 巡回情報講座 移動ビデオライブラリー 移動映画会 通信リレーサービス

コミュニケーション推進事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	事業：県10/10 事業、：国1/2 県1/2
平成27年度予算額	651千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	687千円	障害者総合支援法第78条第1項 熊本県コミュニケーション推進事業(手話通訳者等派遣事業)実施要項	

<事業内容>

企業向け派遣 専門性の高い意思疎通支援者の派遣 広域派遣

コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	60千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	64千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

意思疎通支援者の派遣を行うコーディネーターを対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

くまもとハートウィーク開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	3,820千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,012千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

障がい者に対する県民の理解促進及び障がい者の社会参加を促進することを目的として、県内の障がい者芸術展等の啓発イベントを開催する。

- 1 「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
- 2 「障害者週間」啓発イベント

精神保健福祉大会事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県、熊本県精神保健福祉協会、熊本県精神科病院共同組合	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	60千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	60千円	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条 障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

正しい保健知識の普及啓発を図るため、(公社)熊本県精神保健福祉協会及び熊本県精神科病院協同組合との共催で精神保健福祉大会を開催する。

<事業実績>

平成26年度 開催場所 荒尾市 参加者数：322人

精神障がい者作品展開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県(委託先：(公社)熊本県精神保健福祉協会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	177千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	177千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

精神障がい者が社会復帰のため日々訓練を行っているその成果品を展示し、障がい者の創作意欲を助長するとともに健常者と障がい者が直接ふれあう場を提供することにより、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

<事業内容>

精神障がい者の作成した作品(木工、手芸、紙工芸、陶芸品等)を展示する。出展は、県内精神科病院、社会復帰施設等。

地域精神保健福祉普及啓発事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	473千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	634千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

精神障がいに対する正しい理解を促進し、精神障がい者に対する偏見や差別を是正するため、各保健所を中心に普及啓発活動を実施する。

<対象>

地域で生活する住民、小・中・高等学校生徒等

<事業内容>

- 地域精神保健福祉連絡協議会等の運営
- 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行
- 講演会、講習会、学習会等の開催

障がい者社会参加推進センター設置事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	4,331千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	4,331千円	障害者総合支援法第78条第2項	

予算額4,331千円のうち、1,202千円は障がい者権利擁護相談事業(障がい者110番事業)の再掲

<事業内容>

(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進する。平成19年度より、障がい者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)を実施している。

- 1 社会参加促進事業の受託実施
- 2 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業(障がい者110番事業)の実施
- 3 社会参加促進事業の推進に必要な情報の収集、分析及び提供
- 4 関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導・研修等

地域精神障がい者レクリエーション教室事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	523千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	566千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション教室を開催する。

<対象>

地域で生活する精神障がい者、ボランティア等

<事業内容>

- ・皆で楽しめるレクリエーション・スポーツの実施
- ・音楽教室や陶芸、絵画教室などの開催

くまもと障がい者スポーツ大会開催事業

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県・熊本市(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	国1/2 県・熊本市1/2
平成27年度予算額	5,456千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	5,627千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある方々が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

競技種目 陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、ペタンク

地域精神障がい者スポレク大会事業

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	2,448千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	2,464千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

地域で生活する精神障がい者のスポーツ振興を図り、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解と交流を促進するとともに、本大会を通じて精神障がい者がスポーツの楽しさを体験し、親睦を深めることを目的とする。

<対象>

県内の地域で生活する精神障がい者及びその家族、医療機関等関係者、ボランティア等

<事業内容>

毎年秋、パークドーム熊本に県内各地から集まり、地域別10チーム(約1,500人)対抗により、つなひきやりレールの競技、交流レクリエーション等を行う。

障がい者団体育成事業単

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	1,946千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	3,485千円	熊本県障害者福祉団体の事業等補助金交付取扱要領	

<事業内容> 障がい者のスポーツ・文化活動の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し、運営費及び事業費を助成する。

【自主事業】

火の国杯開催事業 スポーツ・文化教室 スポーツ指導員養成事業 会報発行 等

全国障害者スポーツ大会派遣事業 単

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県(委託先：(社福)熊本県社会福祉事業団)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	11,742千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	11,013千円	全国障害者スポーツ大会について(H26.4.1文科ス2号文部科学省スポーツ・青少年局長知)	

<事業内容>

障がい者の自立と社会参加促進のため、秋季国民体育大会開催都道府県において開催される全国障害者スポーツ大会に熊本県選手団を派遣する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、フットベースボール等

新 2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	15,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	- 千円	熊本県健康福祉部補助金等交付要領等	

<目的>

2020年の東京パラリンピックに向けて、出場の可能性が高い県内選手を集中的に育成強化し、同大会への出場者を生み出し、障がい者の社会参加促進を図る。

<事業内容>

熊本県障害者スポーツ・文化協会が、育成・強化対象選手の所属する競技団体等に対し、練習・合宿費、大会遠征費、専門トレーナーによるサポート、競技用具の購入費用、全国大会等の開催等に要する経費を助成する事業に対し、補助金を交付する。

身体障がい者補助犬給付事業

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	1,500千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,500千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の給付に関し適当と認められる団体に対し、身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成する。

障害者条例推進事業 単

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	11,855千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	12,043千円	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	

<目的>

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいを理由とした不利益な取扱い等に関する相談体制、事案解決の仕組みを整備し、運用することにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会(共に生きる熊本)の実現を目指す。

<事業内容>

相談体制の整備及び運用

「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の運営

条例の普及・啓発

障害者虐待防止対策支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成27年度予算額	1,844千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,943千円	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	

<目的>

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の円滑な施行のための体制整備や普及啓発を図る。

<事業内容>

1 連携協力体制整備事業

障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援ならびに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化するため、連携会議を開催する。

2 障害者虐待防止・権利擁護研修等事業

障害福祉サービス事業所等の管理者や従事者、市町村職員に対して障害者虐待防止にかかる研修を実施する。

3 普及啓発事業

障害者虐待の通報義務等の広報その他啓発活動を実施する。